

宇部市市民活動推進基本方針

～民・官・産・学の協働による

新しい宇部ライフスタイルの創造のために～

平成 16 年(2004 年)9 月

宇 部 市

はじめに

21世紀を迎え、少子高齢化、高度情報化など我々を取り巻く社会環境は大きく変化し、社会的課題に対する市民のニーズも複雑・多様化してきています。

また、地方分権の進展に伴い、行政、市民、市民活動団体、企業など様々な主体が、適切な役割分担のもと、協力し合いながら公共を支える社会を構築することが急務となっています。

本市には、「共存同栄・協同一致」の郷土自治の精神のもと、石炭事業で得た資金をもとに、教育・社会事業を幅広く展開され、市民の力で現在の発展の礎が築かれた素晴らしい歴史があり、この郷土自治の精神が、産、官、学、民の連携により公害問題に取り組んだ「宇部方式」や、地域コミュニティやボランティア・NPO活動などの活発な市民活動の展開につながっています。

これからの時代にふさわしい住民自治の実現、また、「市民主体の活力あるまちづくり」を進めるため、この郷土自治の精神による市民の力を結集し、市民活動の推進及び協働のまちづくりに向けて、更に積極的に取り組む必要があることから、平成15年(2003年)7月に、学識経験者、市民活動団体代表者、企業代表者などからなる「宇部市市民活動推進検討委員会」を設置し、市民及び市民活動団体へのアンケート調査や市民活動ワークショップで出された意見などを参考に幅広く議論していただき、平成16年(2004年)3月に基本方針策定に向けての提言をいただきました。

この基本方針は、「宇部市市民活動推進検討委員会」からのご提言の趣旨を尊重し、策定したものであり、今後は、この基本方針に基づき、市民活動の支援や協働のまちづくりを進めるための施策を計画的、総合的に進めてまいりたいと考えています。また、本年11月1日に楠町との合併が決定いたしました。合併後の新市のまちづくりにおいても、楠町の素晴らしい郷土自治の風土と活発な地域活動との融合を図りながら、市民と一体となったまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えていますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、この基本方針の策定にあたり熱心にご検討いただきました「宇部市市民活動推進検討委員会」の委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さんに厚くお礼申し上げます。

平成16年(2004年)9月

宇部市長 藤田 忠 夫

目 次

第1章 策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨	1
2 市民活動とは	2
3 市民活動を推進する社会的背景	3

第2章 市民活動の現状と課題の整理

1 宇部市における市民活動の現状	5
2 市民活動を推進するための課題の整理	8

第3章 協働の進め方と環境整備

1 協働の意義	11
2 協働を進めるための環境整備	13

第4章 民、官、産、学の役割

1 「郷土自治」から「新しい公共」の創造へ向けて	16
2 民（市民）の役割	18
3 官（行政）の役割	19
4 産（企業）の役割	20
5 学（大学等）の役割	21

第5章 市民活動推進のための4つの柱

～民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイル創造のために～	22
-----------------------------------	----

第6章 市民活動推進施策の展開

1 市民活動推進施策の体系	24
2 重点プロジェクト	33

第7章 市民活動推進体制

1 市民活動推進会議（仮称）の設置	37
2 庁内推進体制	38

資料 1	宇部市市民活動推進検討委員会設置要綱	40
-------------	--------------------	----

資料 2	宇部市市民活動推進検討委員会委員名簿	41
-------------	--------------------	----

資料 3	宇部市市民活動推進協議会設置要綱	42
-------------	------------------	----

資料 4	宇部市市民活動推進基本方針策定経過	43
-------------	-------------------	----

参考資料	市民活動団体に関する実態調査	46
-------------	----------------	----

参考資料	市民活動の推進に関するアンケート調査	59
-------------	--------------------	----

第1章 策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や情報化・国際化の進展等によりわが国の社会経済情勢は大きく変化しています。また、市民のライフスタイルの多様化に伴い、人々の価値観や市民ニーズも多様化してきており、様々な分野において、これまでの制度や仕組みの見直しが求められる転換期を迎えています。

このような中、阪神・淡路大震災でのボランティア・NPOの活躍や、NPO法（特定非営利活動促進法）の施行等を契機に、全国的にボランティア、NPOなどの市民の公益的な活動の重要性が改めて認識され、生きがいを実感し、自己実現の場として積極的に市民活動に参加しようとする市民も増えるとともに、迅速で柔軟に対応が可能な市民活動団体が、新たな公共サービスの担い手として注目され、様々な分野で市民活動は更なる広がりを見せています。

また、地方分権の時代にふさわしい住民自治の実現を目指し、市民、行政、企業、大学等、あらゆる主体が適切な役割分担のもと地域を支える社会を構築することが急務となっており、行政への市民参加を促進するとともに、市民との協働によるまちづくりを積極的に進める必要があります。

本市においては、従来から、地域コミュニティ活動やボランティア活動などの市民活動が活発に行われ、市民、行政、企業、大学等が協力・連携を図りながら、様々な地域の課題解決に取り組んできた実績がありますが、近年の急激な時代の変化に対応した市民活動の推進及び協働のまちづくりに向けて、全市的に総合的、計画的な取組みを図るため、「宇部市市民活動推進基本方針」を策定するものです。

なお、この基本方針は、今後の情勢変化に伴い、見直しを検討するものとします。

2 市民活動とは

市民活動の定義

「営利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益（公益）や社会・地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」

市民活動団体の定義

「市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体」

市民活動とは、「営利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定多数の人々の利益（公益）や社会・地域住民の生活及び地域社会の維持発展に寄与することを目的とした活動」をいいます。ただし、宗教活動や政治活動を主な目的とする活動又は選挙に関する活動（候補者を含む特定の公職者や政党を推薦、支持、あるいはこれらに反対することを目的とする活動）を除きます。また、「市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主たる目的とする団体」を市民活動団体といいます。

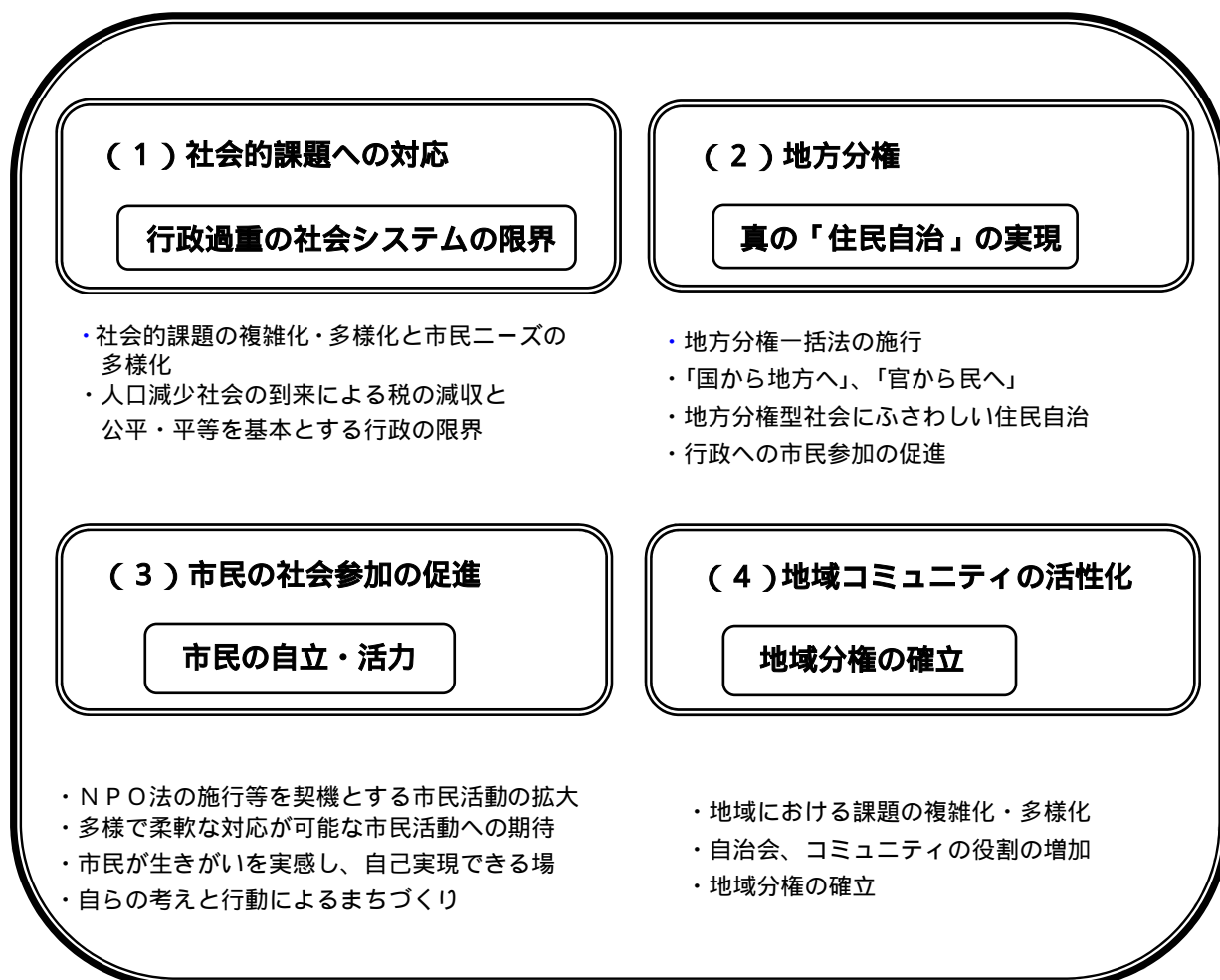
また、市民活動の種類としては、コミュニティ活動、ボランティア活動、NPO活動とされているものがありますが、これらの活動を広く含めて市民活動と定義することができます。

市民活動の種類

コミュニティ活動	一定の地域を拠点に行われる組織的な住民活動
ボランティア活動	個人あるいは共通の目的を持ったグループが自発的に他の人を助けたり社会に貢献したりする活動
NPO活動	特定非営利活動法人（NPO法人）やそれ以外の民間の営利を目的としない団体で行う組織的な市民活動 （NPOはNon-Profit Organizationの略で、民間非営利組織のことをいう）

市民活動は、概ね上記のように分類されますが、市民活動は多様であり、必ずしも明確に区分されるものではありません。

3 市民活動を推進する社会的背景



本市においては、市民活動が従来から活発に行われています。市民活動は、本来、市民の自主的・自発的な公益活動ですが、今、市民活動を推進することが必要であるといわれる背景は以下のように整理することができます。

(1) 社会的課題への対応 ～行政過重の社会システムの限界～

高度情報化、少子高齢化、地球規模での環境問題など私たちを取り巻く社会的課題は複雑・多様化しています。また、高度成長の時代が終わり、成熟型社会へと転換した現在、人々の価値観も「モノの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しつつあります。また、同時に行政サービスに対する市民ニーズも多様化してきており、公平・平等を原則とする行政では対応が困難な問題も増えてきています。

また、平成18年(2006年)を境に人口減社会を迎えるなど、税収が減少する一方、社会保障関係費などは増えていくことが確実な状況となっています。このような状況において、公共を行政が主体的に支えていく社会システムから、今後の社会経済構造に見合った社会システムへの変換が急務となっています。

(2) 地方分権 ～真の「住民自治」の実現～

平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行を契機に地方分権改革が進みつつあり、国と地方との関係が「上下・主従のタテの関係から、対等・協力のヨコの関係」への変換が図られました。

地方分権型社会にふさわしい真の「住民自治」を実現するためには、それぞれの地方自治体独自の取組みが重要となっており、自分たちが住んでいる地域のまちづくりを市民が積極的に参加して決められる「住民自治」の仕組みを作ることが必要となっています。

また、「国から地方へ」の分権が進められると同時に、市民、市民活動団体、企業など民間でできることは民間でというように、効率的な行財政運営を進める視点からも、社会全体での公共の適切な役割分担について見直す必要があります。

(3) 市民の社会参加の促進 ～市民の自立・活力～

近年、全国的に市民活動が注目されてきています。平成12年(2000年)に経済企画庁(現内閣府)が行った国民生活選好度調査によれば、ボランティア活動に「是非参加してみたい」と答えた人が4.3%、「機会があれば参加してみたい」と答えた人が60.6%、「参加してみたいとは思わない」と答えた人が34.9%となっており、ボランティア活動に参加意欲を持つ人は65.0%で、3人に2人の高い割合でボランティア活動に参加意欲を持っています。このように、全国的にも、ボランティアなどの市民活動への参加意欲を持つ人は近年、増加傾向にあり、また、多様性、即応性、創造性、先駆性などの特性を持つ市民活動への期待も高まりつつあります。

また、成熟型社会において市民が生きがいを感じ、自己実現できる場としての市民活動を推進し、市民の社会参加を促進することが求められています。それを実現するためには、まちづくりを市民自らが考え、行動する社会を実現するための仕掛けが必要となっています。

(4) 地域コミュニティの活性化 ～地域分権の確立～

これまで地域コミュニティ活動は、地域の環境保全、住民連帯意識の醸成などの成果を上げてきました。各小学校区に組織されたコミュニティ推進協議会を中心に、自治会と連携しながら広域的な地縁組織としての役割を果たすほか、子どもの健全育成、文化・体育の振興、ボランティアなどの組織も増え、活動も多岐にわたっています。しかしながら、近年、市民のライフスタイルの多様化などから、地域コミュニティの希薄化、活力低下が懸念されています。

一方、子育て支援、治安の悪化に伴う防犯体制の強化、環境保全など地域の課題は複雑・多様化しています。また、地方分権の進展に伴い、地域の担う役割も高まってきています。

よって、これからの分権型社会においては、地域のことは地域で自主的・主体的に問題解決を行う地域分権の確立、また、地域住民や、行政との重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、自治会などとの協働、連携がますます重要となってきました。

第2章 市民活動の現状と課題の整理

1 宇部市における市民活動の現状

近年、公共の担い手として市民活動に対する期待が高まってきています。本市においても、コミュニティ活動、ボランティア活動をはじめ、多くの市民活動が活発に行われてきた実績があります。その主な経緯は、表2-1に示すとおりです。

本市においては、昭和51年(1976年)に県内で初めて宇部ボランティアセンターが開設され、先駆的にまた活発にボランティア活動が行われてきました。また、全国的にコミュニティ政策が展開される中、昭和57年(1982年)に宇部市コミュニティづくり推進会議を設立し、全市的にコミュニティづくりを推進し、コミュニティ活動の拠点となるふれあいセンターの整備や、年次的に各小学校区をモデル・コミュニティ地区に指定し、地域の特色あるコミュニティづくりを積極的に推進してきました。現在も、ふれあいセンターを活動の拠点にして、体育・文化活動、子どもの健全育成、福祉など多数のコミュニティ団体が組織され、運動会、文化祭などの行事や、様々なコミュニティ活動が活発に行われています。

そして、最近では、平成10年(1998年)のNPO法(特定非営利活動促進法)の施行等を契機に、まちづくり、環境保全、国際協力など様々な分野で活動するNPOも増えつつあり、市民活動の幅も着実に広がりつつあります。このような状況の中、本市においても、平成13年(2001年)に市内の多くの市民活動団体からの要望のもと、NPO・ボランティアの新たな活動の拠点として、民設民営の宇部市民活動センターが開設されました。

市内の市民活動団体(474団体)に対して行ったアンケート調査(団体の会員数、団体の活動分野、団体の主な収入源)(表2-2)から見ると、まず団体の会員数は10~29人の団体が全体の35.2%で最も多く、次いで30~49人の団体が14.8%でこれに続いています。9人以下の小さな団体も10.1%あり、逆に1,000人以上という非常に大きな団体も2.2%あります。

次に、団体の活動分野は「子どもの健全育成」に関わる団体が最も多く、43.7%を占めています。ついで「福祉」(30.5%)と「まちづくりの推進」(30.2%)がこれに続いています。このほか、様々な分野で活動が繰り広げられていることがわかります。

次に団体の主な収入源としては、56.9%が会費収入であり、市からの補助金・助成金が32.4%となっています。この他民間団体からの助成金や個人、企業からの寄付金もありますが、その割合は比較的小さいものとなっています。収益事業からの繰越金が11.9%ありますが、会費収入と補助金・助成金が大きな割合を占めています。

表 2 - 1 近年の市民活動の主な経緯

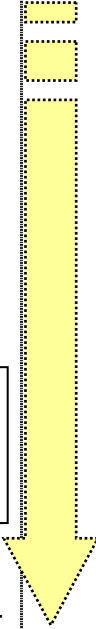
市での動き	国、県での動き
(1970~1980年代) 全国的にコミュニティ行政が展開される	
<p>(昭和 51 年 5 月) 宇部市社会福祉協議会内に宇部ボランティアセンターが開設される</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">ボランティアの活動支援</div>	
<p>(昭和 57 年) 宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会及び宇部市コミュニティづくり推進会議を設置する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティづくりを全市的かつ総合的に推進 ・各小学校区でふれあいセンターを拠点にコミュニティづくりの推進 </div>	
<p>(昭和 58 年) 宇部市社会福祉協議会にボランティアコーディネーターが設置される</p>	
<p>(平成元年 4 月) 宇部ボランティア連絡協議会が設立される</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">ボランティアの活動支援</div>	<p>(平成 7 年 1 月) 阪神・淡路大震災が勃発し、NPO、ボランティアの活躍が注目される</p>
<p>(平成 11 年 3 月) 宇部市コミュニティづくり推進会議を廃止 (当初の目的を達成)</p>	<p>(平成 10 年 12 月) NPO法(特定非営利活動促進法)施行</p>
<p>(平成 13 年 1 月) 民設民営による宇部市民活動センターが開設される</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">NPO、ボランティアの新たな活動拠点ネットワークづくり</div>	<p>(平成 11 年 10 月) 山口県民活動支援センターが開設される</p>
	<p>(平成 13 年 7~9 月) 山口きらら博が開催、多くの県民ボランティアが参加</p>
	<p>(平成 14 年 4 月) 山口県民活動促進条例施行</p>
	<p>(平成 15 年 3 月) 山口県民活動促進基本計画策定</p>

表2 2 本市における市民活動団体の現状「市民活動団体に関する実態調査」
 (平成15年7月、市内474(回答数318)の市民活動団体にアンケートを実施)

団体の会員数

団体の会員数	団体数	割合
1～9人	32	10.1%
10～29人	112	35.2%
30～49人	47	14.8%
50～99人	37	11.6%
100～299人	29	9.1%
300～999人	24	7.5%
1,000人以上	7	2.2%
無回答	30	9.4%

団体の活動分野(複数回答有)

団体の活動分野	団体数	割合
子どもの健全育成	139	43.7%
福祉	97	30.5%
まちづくりの推進	96	30.2%
社会教育の推進	81	25.5%
学術・文化芸術の振興	61	19.2%
環境保全	57	17.9%
健康づくり・医療	52	16.4%
市民活動団体の支援	47	14.8%
スポーツの振興	46	14.5%
人権の擁護	40	12.6%
国際協力・交流	35	11.0%
男女共同参画社会の形成	34	10.7%
交通安全	33	10.4%
災害救援	21	6.6%
平和の推進	19	6.0%
犯罪防止	13	4.1%
その他	6	1.9%
無回答	8	2.5%

団体の主な収入源(複数回答有)

団体の主な収入源	団体数	割合
会費収入	181	56.9%
市からの補助金・助成金	103	32.4%
民間団体からの助成金	41	12.9%
個人からの寄付金	40	12.6%
収益事業から繰越金	38	11.9%
県からの補助金・助成金	25	7.9%
企業からの寄付金	10	3.1%
その他	60	18.9%
無回答	12	3.8%

2 市民活動を推進するための課題の整理

市民活動を推進するための主な課題

- (1) 人材育成
- (2) 情報提供
- (3) ネットワークの構築
- (4) 活動拠点の整備
- (5) 財政基盤の確立

市民活動の課題について、市民活動団体に関する実態調査の活動上の問題点(表2-3)として、「会員の高齢化(33.6%)」、「新規会員が集まらない(31.4%)」、「活動参加会員が少ない(26.1%)」、「指導者、リーダー不足(17.6%)」、「専門知識を持つ人材の不足(11.6%)」と「人材育成」の問題が一番多く挙げられています。また、「活動に必要な機材の不足(7.9%)」、「活動場所の確保が難しい(7.2%)」、「活動支援の情報が得にくい(3.5%)」、「他団体の情報が得にくい(1.9%)」、「情報発信の方法がない(1.9%)」と「活動場所」と「情報提供」の問題が挙げられています。以上のアンケート集計結果のほか、アンケートやワークショップ等で出された意見をもとに市民活動を推進するための主な課題を整理すると、「人材育成」、「情報提供」、「ネットワークの構築」、「活動拠点の整備」、「財政基盤の確立」に大別することができます。

(1) 人材育成

「人材育成」に関する課題としては、次のようなものがあります。

- 一般的に市民活動をしている人が不足し、固定化している。
- 市民活動をする人の高齢化が進む一方、若い人の参加が少ない。
- 市民活動のリーダーが不足している。
- 専門的な知識、技術の習得などの研修の充実を図る必要である。
- 定年等により引退した人達の活力をどのように引き出すかが重要である。

(2) 情報提供

「情報提供」に関する課題としては、次のようなものがあります。

- 市民活動の活動状況等の情報が不足している。
- 市民と行政とが、お互いの意見を聴いたり、意見交換をする機会が不足している。
- 市民活動を広く市民にPRする場が必要である。

(3) ネットワークの構築

「ネットワークの構築」に関する課題としては、次のようなものがあります。

- 市民活動団体同士の情報交換等のためのネットワーク化が必要である。

市民活動団体同士の連携を促進し、効率的な活動を進める必要がある。
連携・ネットワーク化をコーディネートする組織が必要である。

(4) 活動拠点の整備

「活動拠点の整備」に関する課題としては、次のようなものがあります。
市民活動団体の中には、活動の場所が確保できずに困っている団体もある。
多様な市民活動団体が交流できる場が必要である。
公共施設利用の際、早くから予約ができないため、広報活動が上手くできない。
行政に限らず、企業、学校からも活動場所の積極的な提供を促進する必要がある。

(5) 財政基盤の確立

「財政基盤の確立」に関する課題としては、次のようなものがあります。市民活動団体の自主的な活動が広がっていくためには、財政基盤の確立が重要な課題となっています。
活動資金が十分でないため、新機材の購入などに限界があり、活動が制約される。
ボランティア活動でも経費がかかるため、助成金の見直しが必要である。
市民活動推進には事業者等からの資金協力を広げることが必要である。
市民活動支援について行政からの助成金が必要である。

表 2 - 3 市民活動団体の活動上の問題点（市民活動団体に関する実態調査から）

団体活動の問題点（複数回答有）	団体数	割合
会員の高齢化	107	33.6%
新規会員が集まらない	100	31.4%
活動資金が不足	94	29.6%
活動参加会員が少ない	83	26.1%
指導者、リーダー不足	56	17.6%
専門知識を持つ人材の不足	37	11.6%
事故への責任、保険に不安	31	9.7%
活動知識や技術の研修機会不足	26	8.2%
活動に必要な機材の不足	25	7.9%
活動場所の確保が難しい	23	7.2%
会員の集まる時間がない	21	6.6%
活動支援の情報が得にくい	11	3.5%
営業スタッフ不足	7	2.2%
他団体の情報が得にくい	6	1.9%
税の優遇措置がない	6	1.9%
情報発信の方法がない	6	1.9%
相談者や相談機関がない	4	1.3%
その他	16	5.0%
無回答	42	13.2%

第3章 協働の進め方と環境整備

1 協働の意義

協働とは

市民と行政が、お互いの特性を生かしながら対等な立場で行う共同作業

協働によるまちづくりを進めるために

目的の共有

お互いの立場を尊重し、相互理解を深める

対等な関係

自立した活動

公平性の確保と情報公開

(1) 協働とは

第1章でも挙げているように、複雑・多様化する社会的課題、多様化する市民ニーズに対する行政の限界、地方分権一括法施行に伴う地方分権改革の推進等により、今後のまちづくりにおいては、市民との協働がより重要となっています。

ここで協働とは「市民と行政が、社会的課題・問題解決をするために、そのつど必要に応じて互いの持てる力を持ち寄り、その特性を生かしながら対等な関係のもとに行う創造的な共同作業」のことをいいます。

(2) 協働のメリット

表3-1に市民活動団体に関する実態調査で、行政との協力・協働の必要性について尋ねた結果を示します。これによれば、行政との協力・協働が「非常に重要だと思う」が54.4%、「どちらかといえば重要だと思う」が26.7%と、合わせて81.1%が重要だと考えています。

表3-1 行政との協力・協働の必要性（市民活動団体に関する実態調査から）

行政との協力・協働の必要性	団体数	割合
非常に重要だと思う	173	54.4%
どちらかといえば重要だと思う	85	26.7%
どちらかといえば重要ではない	11	3.5%
重要ではない	10	3.1%
わからない	24	7.5%
無回答	15	4.7%

市民・市民活動団体と行政が協働することにより、それぞれの立場からすると次のようなメリットがあります。

市民のメリット

市民の社会における活動の場や機会が広がる。

市民活動の特性を生かした柔軟できめ細やかなサービスを受けられるようになる。

市政への関心や参画意識が高まり、市民にとって市政がより身近なものになる。

市民活動団体のメリット

団体の持つ特性を生かしながら、活動の目的や理念をより効果的に実現できる。協働の領域が広がることによって、新たな活動の場が広がるとともに、社会的評価や理解が高まる。事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、組織運営能力が向上するなど、団体のレベルアップを図ることができる。

行政のメリット

市民の意見を反映した事業の見直しを図ることができる。事業の見直しなどにより、行財政運営の効率化が図れる。異なる発想と行動原理を持つNPOなど市民との協働が進むことにより、行政の意識改革が進む。多様化する市民ニーズに対応することができ、市民サービスの向上を図ることができる。

(3) 協働によるまちづくりを進めるために

協働によるまちづくりを進めるためには、下記の点に留意する必要があります。

目的の共有

協働で取り組む前提条件として、社会的課題を解決し、公益の増進を図る目的は同じです。まず、目的の共有を確認する共通理解が必要です。

お互いの立場を尊重し、相互理解を深める

行政は市民活動を知ろうとする努力、市民は行政システムを知ろうとする努力をし、お互いの違いを認識し、尊重したうえで、相互理解を深めることが大切です。

対等な関係

協働で課題を解決するためには、お互いが自由な意思による対等な関係であることが必要です。

自立した活動

市民活動は、自立した独自の活動が展開できるよう、レベルアップしていくことが望まれます。市民活動が自立化する方向で協働を進めることが重要です。

公平性の確保と情報公開

行政は、公平性の確保に留意するとともに、市民の提案や意見を積極的に取り入れる姿勢が必要です。また、お互いがよく見えるよう情報を公開しあう関係が必要です。

2 協働を進めるための環境整備

(1) 市民参画の促進と情報公開

市民参画を促進し、情報公開の推進及び市民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たす

(2) 意識改革と相互理解

協働を理解することにより、行政の役割・市民活動の重要性を相互に理解する

(3) 中間支援拠点

市民活動支援のための様々な機能と協働のためのコーディネート

協働によるまちづくりを推進していくためには、市民参画、情報公開、市民及び行政の意識改革などの環境整備が必要です。具体的には、次のようなものが挙げられます。

(1) 市民参画の促進と情報公開

市民活動を推進し、協働を進めていくには、行政への市民参加を促進することが重要です。行政への市民参加には様々な方法がありますが、主体は行政にあり、市民は意見を言うといった関係ではなく、市民の自主性・主体性が確保され、対等な関係を保てるよう、行政の政策決定過程に市民が参加できるような、市民参画を促進する必要があります。

また、市民参画を促進する前提条件として、市民への情報公開を積極的に進めるとともに、市民に対するアカウンタビリティ（説明責任）の強化を図る必要があります。

(2) 意識改革と相互理解

市民活動団体に関する実態調査の協力・協働のために市が取り組むべきこと（表3-2）として、「(行政側の)市民活動への理解を深める(47.5%)」、「市職員が市民活動に積極的に参加する(30.5%)」といった意見が高い割合を示していますが、行政の協働に対する理解度は、部署や職員により差があります。職員一人ひとりが協働の本質や実践方法などを理解することで、各職場での協働への取組みが進むとともに、市民活動への理解が深まり、意識改革にもつながります。特に、市職員が仕事を離れ、一市民として市民活動に積極的に参加することにより、市民との連帯感が高まるとともに、協働の必要性をより実感できます。

また、市民にとっても、協働を理解することにより、行政の役割を理解し、市民活動の重要性を理解することができます。特に、市民活動団体が行政施策を理解し、事業の企画提案、共催、事業受託等、市民活動団体からもアプローチをすることにより、行政と対等な立場での協働の進展が期待できます。

表3-2 協力・協働のために市が取り組むべきこと（市民活動団体に関する実態調査から）

協力・協働のために市が取り組むべきこと（複数回答可）	団体数	割合
市民活動への理解を深める	151	47.5%
市職員が市民活動に積極的に参加する	97	30.5%
調査による現状把握	58	18.2%
情報の開示、共有化に努める	50	15.7%
市民活動団体を下請けに使わない	48	15.1%
協働についての考え方、指針を提示	43	13.5%
その他	7	2.2%
無回答	56	17.6%

（3）中間支援拠点

協働を進めるためには、仲介役としての中間支援拠点（ボランティアセンター、市民活動センター等）が重要な役割を担っています。中間支援拠点は、市民活動の場の提供だけでなく、市民活動に関する情報提供や相談、市民活動団体同士のネットワークづくりなど市民活動支援のための様々な機能を有するほか、協働のためのコーディネーター役としての役割（表3-3）を担うものと期待されています。これを図示すると図3-1のようなイメージになります。

また、中間支援拠点は、その機能の特性から、行政が直接運営するのではなく、市民活動の支援を目的とした民間団体等により運営されることが望ましいと考えられます。

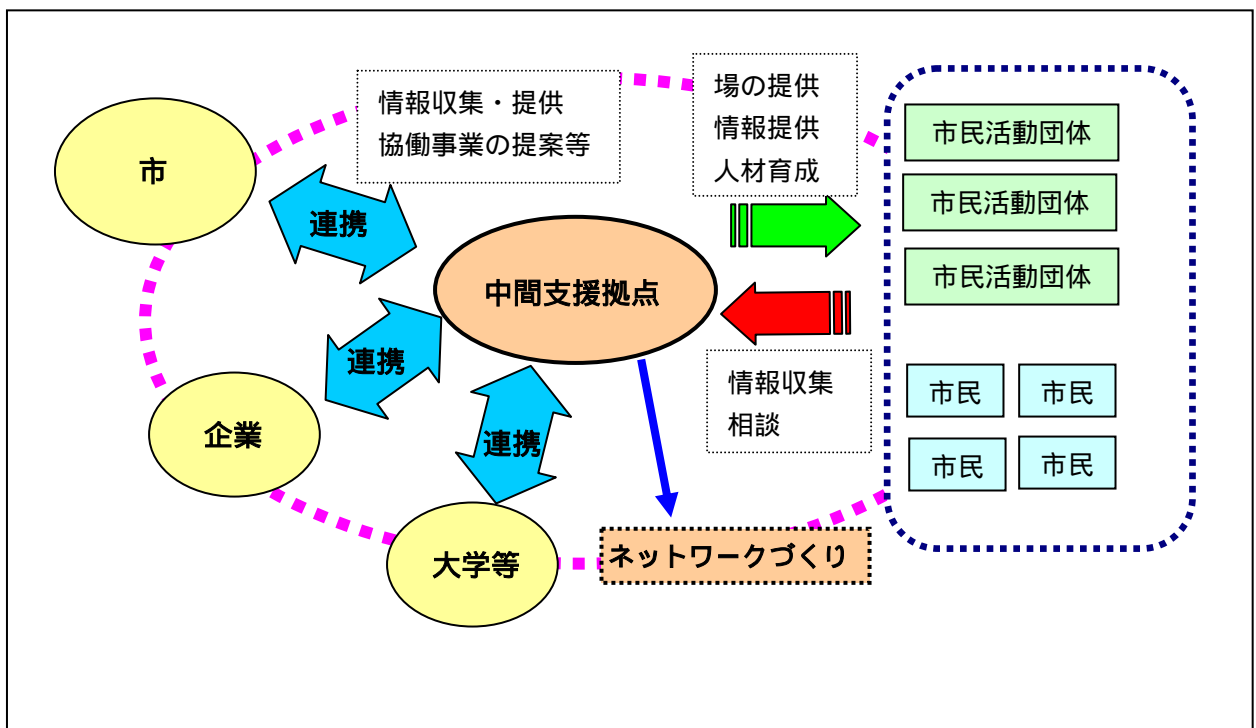


図3 1 中間支援拠点の役割イメージ

表3 - 3 中間支援拠点の役割

役 割	主 な 事 業 内 容
活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体の会議など活動場所の提供 ・ コピー機、印刷機などの設備の提供
情報収集、提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書や資料の収集及び閲覧や貸出し ・ 市民活動団体への助成金情報等の収集・提供 ・ インターネットによる情報提供・発信 ・ 情報紙や機関紙の発行 ・ 団体情報や活動情報の収集、提供
意識啓発・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントやシンポジウム等の開催 ・ 市民活動の各種研修・講座の開催
人材の紹介、派遣、交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材情報のデータベース化 ・ 人材の派遣、交流等の仲介
相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動団体の運営等に関する相談・助言 ・ 市民活動参加希望者の相談・助言
コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、企業、大学等とのコーディネート ・ NPO・ボランティア同士のネットワークづくり ・ 他の中間支援拠点との連携
アドボガシー（政策提言）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政、企業への政策提言・要望

第4章 民、官、産、学の役割

1 「郷土自治」から「新しい公共」の創造へ向けて

本市においては、現在、様々な分野で市民活動が積極的に展開されています。これらの市民活動への高い関心の歴史的な背景として、宇部共同義会(事業化支援組織)を中心に、民・官・産の各分野が連携し、殖産興業や学校事業、病院事業など、多様な社会事業を生み出してきた「郷土自治」の風土があります(次頁参照)。

この連携の形が、その後の市民による緑化運動や「宇部方式」による環境への取組みに受け継がれてきました。

これからの分権型社会にふさわしい「住民自治」を実現するために、この「郷土自治」の風土を引き継ぎ、市民活動を中心に各分野が、協力し合い、「新しい公共」を創っていく必要があります(図4-1)。

この章では、「新しい公共」の創造へ向けた、民(市民)、官(行政)、産(企業)、学(大学等)の役割について整理します。

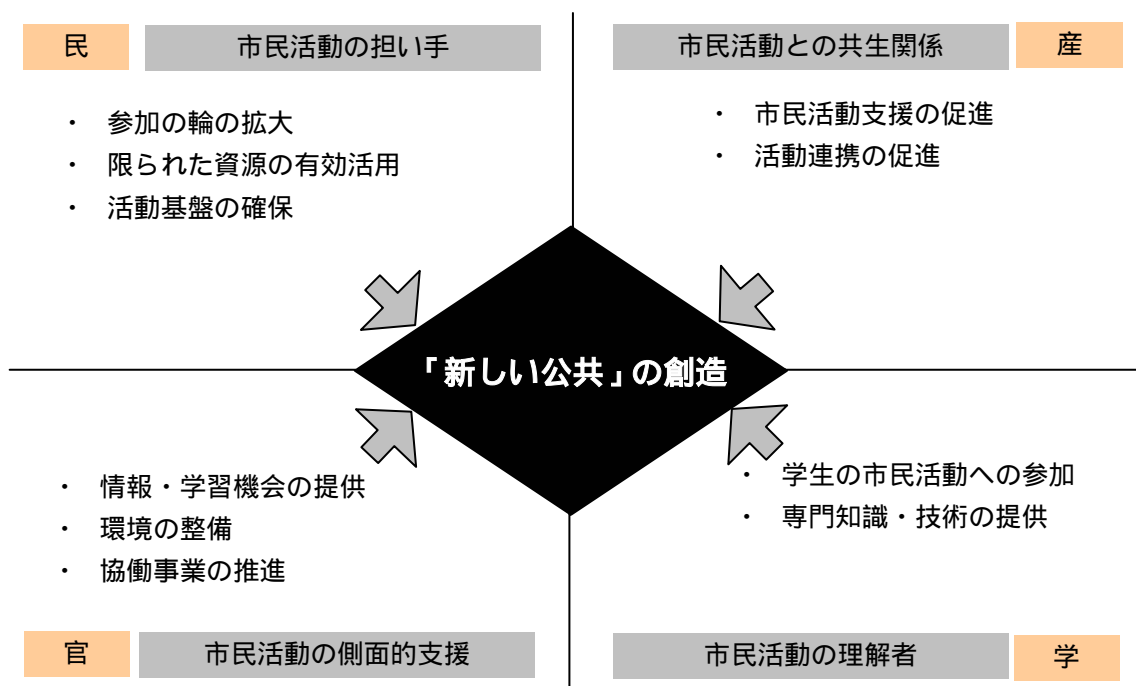


図4-1 民・官・産・学の役割

「新しい公共」とは

近年、社会的課題が多様化・複雑化し、「公共」を行政が主体的に担うといった社会のあり方にはっきりと限界が見えてきた中、市民、市民活動団体、企業、行政など多様な主体が対等な関係で協力し合って「公共」を担っていこうという考え方。

郷土自治と宇部共同義会

郷土自治の精神を育てる母体となったのは、明治19年(1886年)に発足した「宇部共同義会」です。「宇部共同義会」は、村民で組織され、石炭鉱区の管理を行うとともに、石炭で得た利潤を浪費せず、村立中学校建設や県立宇部工業高校の誘致をはじめ、警察署、郵便局の設置、常盤公園の整備、図書館建設など、社会事業に投資し、地域の基盤づくりに努めました。

その後、明治21年(1888年)に設立の、宇部村の世論統一を図り、団結を固めて地方の開発、自治の円滑を期する政治結社でもあった達聴会が組織されました。

一方、宇部の中心産業となった炭鉱経営についても、「宇部式匿名組合」と言われる独特のシステムが確立されていきました。これは、一人の頭取に絶対的な信頼を置き、権限を与え、給料は役割の上下に関係なく同額で、食事も炭鉱側が賄い、職員全員が食卓を囲む、非常に家族的な絆が強いものでありました。

このような経緯のなかで、地域を大切にし、公益事業を、「民・産・官」が協働して実現する郷土自治の風土が培われてきました。この風土が、戦後の宇部方式や市民による緑化運動に継承され、現在の、自立性の高い多様な市民活動の展開につながっています。

2 民（市民）の役割

市民活動の担い手

（１）参加の輪の拡大

多様な参加の機会をつくり、「楽しさ」や「やりがい」を実感できる活動の推進

（２）限られた資源の有効活用

今あるものを生かす知恵をみんなで出し合い、つなぎ生かす

（３）活動基盤の確保

市民活動の活動基盤を確保し、自立した活動を目指す

（１）参加の輪の拡大

市民活動の推進には、より多くの市民の参加が不可欠です。そのためには、気軽に市民活動へ参加できる多様な機会づくりや雰囲気づくりに努め、市民活動への参加の輪を広げる必要があります。また、市民活動に参加した人が、「楽しさ」や「やりがい」を実感できるような活動を進めていくことが大切です。

（２）限られた資源の有効活用

市民活動には、地域資源、地域固有の知恵など、「今あるものを生かす知恵を、みんなで出し合う」という視点が重要です。そして、人や地域特性などの限られた資源を効率的につなぎあわせる仕掛けが必要です。

（３）活動基盤の確保

市民活動団体が継続して活動を行っていくためには、自分達の活動に対する強い使命感と安定した財源、人材等の活動基盤を確保することが重要です。様々な社会的課題の解決など、市民活動の役割はますます重要となっていますが、公共の担い手としての自立した活動を目指す必要があります。

3 官（行政）の役割

市民活動の側面的支援

（１）情報・学習機会の提供

情報収集に努め、情報・学習機会の提供

（２）環境の整備

公共施設や機材の提供、保険制度の充実

（３）協働事業の推進

市民活動団体への業務委託の拡大等協働事業の推進

（１）情報・学習機会の提供

行政の役割として、市民活動に関する様々な情報収集に努めるとともに、情報の一元化を進め、市民・市民活動団体、企業などに広く情報提供をすることが重要です。活動に関する情報、実践例等を紹介することにより、幅広い活用が可能になります。

また、市民活動に主体的に取り組む市民の活動を支援するため、地域の課題や今日的課題に対応した学習機会の提供、学習相談などの充実を図る必要があります。

（２）環境の整備

市民活動における活動上の問題として、活動拠点や機材の不足といった問題があります。公共施設や機材など、市民・市民活動団体のニーズに合った有効な活用を図ることは、市民活動の支援策として重要です。

また、市民活動に関する相談窓口の設置や保険制度の充実など、市民が安心して市民活動に取り組める環境を整えることも有効な支援策となります。

（３）協働事業の推進

行政から市民活動団体への業務委託を積極的に進めるなど、公共における市民が担う領域を広げ、協働事業を積極的に進めていくことが、市民活動団体の能力を高め、活動の幅を広げるとともに、住民自治の充実につながります。

4 産（企業）の役割

市民活動との共生関係

（１）市民活動支援の促進

地域を豊かにするために、企業からの市民活動支援を促進する

（２）活動連携の促進

市民活動と企業との連携を促進し、共生関係を深める

（１）市民活動支援の促進

企業の活動の基盤となる地域が豊かになることは、市民だけではなく企業にとっても大きな願いです。地域を豊かにしたいという市民との共通の目的のもと、企業は様々な地域貢献活動を行っています。今後更に、市民活動に対する支援を進めていくことが市民活動の推進のほか、地域の活性化に寄与するものと期待できます。

特に、市民活動団体の自立化を進めていくためには、活動資金の助成をはじめとした企業からの幅広い支援が必要です。

（２）活動連携の促進

企業が地域貢献活動に限らず、様々な活動の中で市民活動と幅広く連携することが必要です。企業の持つノウハウを市民活動団体の活動に取り入れるなど企業と市民活動団体との連携を幅広く展開させていくことにより、お互いの共生関係を深め、地域の魅力を高めていくことにつながります。

5 学（大学等）の役割

市民活動の理解者

（１）学生の市民活動への参加

学生の参加が市民活動を元気にする

（２）専門知識・技術の提供

市民活動を理論面、技術面から支援する

（１）学生の市民活動への参加

本市には、山口大学医学部・工学部や宇部フロンティア大学など多くの高等教育機関があり、約7,000名の学生がいます。学生が市民活動に積極的に参加することは、市民活動の活性化に寄与するとともに、学生にとっても社会の中での自分の役割を自覚し、地域に対する愛着を生むことにつながります。

（２）専門知識・技術の提供

市民活動がレベルアップし、幅広い活動を進めていくためには、大学等の行う公開講座や施設開放などを通じて、様々な専門知識や技術の提供が有効です。

また、本市においては、様々な分野で産学官の連携が進められていますが、市民・市民活動団体と大学等が連携を深めるなど、それぞれの特性を活かすことのできる多様な協力・連携を進めていく必要があります。

第5章 市民活動推進のための4つの柱

～民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイル創造のために～

民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイル創造のための4つの柱

(1) 住民自治風土の醸成

自分たちのまちは自分たちでつくる

(2) 自主的・主体的な市民活動の側面的支援

育成ではなく、側面的支援を主体に展開

(3) パートナーシップによる新しい公共の構築

市民と行政の良好なパートナーシップを築く

(4) 民、官、産、学の連携

新たな「宇部方式」の創造を目指す

第1章から第4章において、市民活動を推進する社会的背景、本市における市民活動の現状と課題の整理、協働の意義と協働のための環境整備、「新しい公共」の創造へ向けた、民（市民）、官（行政）、産（企業）、学（大学等）のそれぞれの役割について整理してきました。

地方分権、少子高齢化、人口減社会の到来など急激な時代の変化に対応し、市民が生き生きとして暮らせるまちづくりを進めていくためには、市民、行政、企業、大学などあらゆる主体が適切な役割分担のもとに、公共のあり方を今一度見直し、互いに協力し、共に社会を支えるパートナーであることを認め合い、それぞれの立場で役割を果たすことが必要です。よって、この基本方針においては、「民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイルの創造のために」をテーマとして掲げ、「住民自治風土の醸成」、「自主的・主体的な市民活動の側面的支援」、「パートナーシップによる新しい公共の構築」、「民、官、産、学の連携」を4つの基本的な柱とし、全市的に市民活動を推進します。

(1) 住民自治風土の醸成

市民活動を推進するためには、まず、市民自らがまちづくりの主役であると意識できる住民自治風土の醸成が必要です。市民一人ひとりが、社会を構成する一員として、自己責任と義務があることを再認識し、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持つ必要があります。

社会的課題の解決を他人まかせにせず、自分自身の課題として自ら積極的に関わることにより、市民の意識が変化していき、「住民自治」の実現に向けて一步一步進むこととなります。

(2) 自主的・主体的な市民活動の側面的支援

市民活動が、今後、さらに活性化していくためには、人材育成、情報提供、活動場所、財政基盤の確立などの課題に対する行政からの支援が必要です。しかし、市民による主体的かつ自立した活動へと展開していくには、行政が市民活動を育成するというような視点ではなく、側面的な支援を主体にする必要があります。

(3) パートナーシップによる新しい公共の構築

市民活動には、個々のニーズや社会的課題に対して、柔軟、迅速に対応し、その解決に当たることができるといった、行政にない優れた特性があります。

これからの公共においては、市民及び市民活動団体が担う領域がますます広がることが予測されますが、市民と行政は、お互いの役割、特性、立場などを理解し合いながら、良好なパートナーシップによる新しい公共の構築を目指す必要があります。

行政は、協働のまちづくりをさらに進めるため、庁内の横断的な連携に留意するとともに、職員の意識改革、施策形成への市民参画など、協働に向けた体制を整える必要があります。

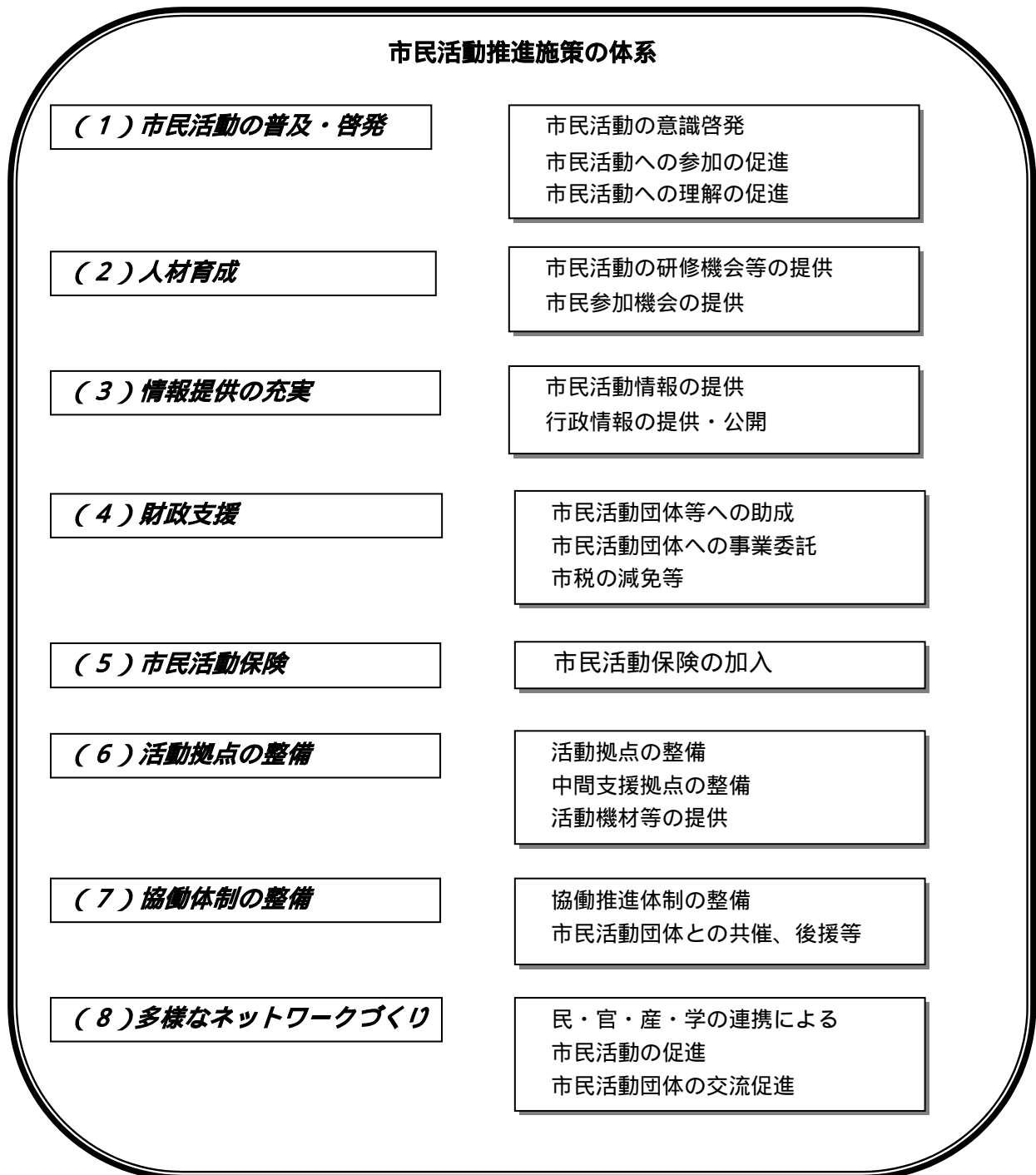
(4) 民、官、産、学の連携

住民自治の充実に伴うこれからのガバナンス（統治）の時代に対応していくためには、市民と行政とのパートナーシップだけではなく企業、大学など社会を共に支える様々な主体が幅広く連携していくことが必要です。企業や大学などの持つ特性を活かし、これらとネットワークを広げることにより市民活動の進展や協働体制の充実が一層図られます。

本市においては、かつて、公害問題を「産・官・学・民」の連携により克服した「宇部方式」という実績があります。国連環境計画の「グローバル500賞」を受賞した、この素晴らしい成功事例を参考に、市民活動の推進に向けて、民（市民）、官（行政）、産（企業）、学（大学等）の連携による新たな「宇部方式」の創造を目指します。

第6章 市民活動推進施策の展開

1 市民活動推進施策の体系



前章の市民活動推進のための4つの柱に基づき、市が主体となって展開する市民活動推進施策について、(1)「市民活動の普及・啓発」、(2)「人材育成」、(3)「情報提供の充実」、(4)「財政支援」、(5)「市民活動保険」、(6)「活動拠点の整備」、(7)「協働体制の整備」、(8)「多様なネットワークづくり」の8つの体系により整理し、全庁的な取り組みを行います。

(1) 市民活動の普及・啓発

市民活動を推進するための基盤整備としての住民自治風土の醸成を進めていくには、市広報・インターネットなどによる情報発信、講座・研修会の実施、イベントの開催などを通じて、市民活動団体などに関する情報や知識を、市民に対し、地道に普及・啓発していくことが大切です。

市民活動を奨励し、気軽にボランティア活動などに市民が取り組める様々な機会づくりは、多くの市民が市民活動に関わっていくことにつながります。

また、次世代を担う青少年が市民活動に興味を持ち、参加するきっかけを作ることが市民活動の促進につながります。そのため、学校教育においても様々な市民活動を学習・体験するような市民活動教育の充実を図ります。

施策項目	市民活動の意識啓発		
施策の内容	主な取り組み実績・今後の予定		主管課
市民活動推進に関する基本方針、条例等の制定	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進基本方針の策定 市民協働推進条例（仮称）の制定 		市民活動課 市民活動課
意識啓発のための講演会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動フォーラムの開催 男女共同参画推進大会の開催 生涯学習推進大会の開催 		市民活動課 男女共同参画課 生涯学習課
市民活動団体等への表彰	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生改善功労者及び模範地区・団体への表彰 ごみ分別・減量等事業推進優良団体、資源再利用化事業推進優良団体への表彰 		環境共生課 ごみ減量推進課
施策項目	市民活動への参加の促進		
施策の内容	主な取り組み実績・今後の予定		主管課
地域コミュニティづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・コミュニティ活動への支援 自主防災組織の設立等の推進 		市民活動課 防災課
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 美化ピカロード宇部（市道の里親制度）実施事業 公園ボランティア活動推進事業 スポーツ大会運営ボランティアの募集 		道路課 公園緑地課 体育課
まつり・イベントへの参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 宇部まつりなど市民参加型イベントの推進 		商業観光課
ボランティア募集情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> 市広報、インターネット等による情報提供 		広報広聴課・各課
市民活動参加希望者への相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動相談等の受付 市民活動支援アドバイザーの設置 		市民活動課 市民活動課

施策項目	市民活動への理解の促進	
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課
生涯学習機会による市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種生涯学習機会の提供 ・イキイキ地域づくり推進事業 ・ふれあいセンターでの各種教室等の開催 	生涯学習課 生涯学習課 生涯学習課 市民活動課
学校教育での市民活動教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での市民活動体験教育等の実施 	小中学校 学校教育課

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

(2) 人材育成

市民活動団体が自立して組織的な活動を継続して行うには、組織の中心となって活動を引っ張っていくリーダーシップ、イベント開催などの企画力、コーディネート能力、組織や活動に関する専門的知識など様々な能力を持った人材が必要であり、市民活動においては人材が大切な財産となります。したがって、市民活動が大きく発展していくには、組織、活動を支える人材の確保と育成が特に重要であり、人材育成のための様々な研修会等の充実を図るとともに、ワークショップの開催や審議会等に幅広く市民が参加できるような配慮をするなど、市民参画型の施策を積極的に進めます。

その際、市民活動に必要な人材の育成は、行政が直接行うのではなく、できる限り市民活動団体や中間支援組織が主催するなどの間接的な方法をとることを検討します。

施策項目	市民活動の研修機会等の提供	
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課
講習会、研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアカレッジの開催 ・青少年活動指導者養成 ・人材養成講座の開催 	生涯学習課 生涯学習課 男女共同参画課
施策項目	市民参加機会の提供	
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課
審議会委員等への参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員等への幅広い人材登用 	総務課・各課
ワークショップなど市民参加機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域省エネルギービジョン・ワークショップの開催 ・都市計画マスタープラン市民ワークショップの開催 ・市民活動ワークショップの開催 パブリック・コメント手続やワークショップなどの市民参加手法のマニュアルを作成 	環境共生課 都市計画課 市民活動課 広報広聴課

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

(3) 情報提供の充実

市民活動を推進するためには、誰もが容易に市民活動に関する様々な情報を入手できるとともに、情報発信を行うことができる機会と場の充実を図ることが重要です。

特に近年、インターネットの普及などにより、市民や市民活動団体は、広範囲に、即座に、また自由に情報を発信したり、求めることができるようになりました。幅広く情報を発信し、市民の多様なニーズに対応していくため、様々な市民活動情報のネットワーク化・一元化を図ります。また、市民活動団体の活動範囲の広域化、市町村合併などにより、地域内、市内に限らず広範囲に情報提供をすることも今後ますます重要となってくると考えられますので、実状にあったきめ細かな情報提供の充実に努めます。

施策項目	市民活動情報の提供		
施策の内容	主な取り組み実績・今後の予定		主管課
市民活動情報の発信・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、インターネット等による情報発信・情報提供 市民活動情報のネットワーク化・一元化 市民活動ガイドブックの作成 		広報広聴課・各課 市民活動課 市民活動課
施策項目	行政情報の提供・公開		
施策の内容	主な取り組み実績・今後の予定		主管課
行政情報の提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報、インターネット等による情報提供 ・情報公開制度の実施 ・市政情報出前講座の開催 ・事務事業評価結果の公表 		広報広聴課・各課 広報広聴課・各課 広報広聴課・各課 総合政策課

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取り組み

(4) 財政支援

市民活動団体の抱える課題に活動資金の確保があります。市民活動が継続的に活発に展開していくためには、市民活動団体の財政基盤の強化が必要です。自主的に自立した市民活動を行うには、自助努力による活動資金を確保することが大切ですが、事業委託の拡大など、市民活動団体の自立化につながるような財政支援に努めます。

また、行政からの財政支援だけでなく、市民・企業など民間からの資金助成を促進するための仕組み作りを検討します。

施策項目	市民活動団体等への助成		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
市民活動団体等への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区コミュニティ活動への助成 ・ 自主的子育てサークルへの助成 ・ 子育てホットサロンへの助成 ・ 公募型市民活動助成制度の創設 		市民活動課 児童家庭課 児童家庭課 市民活動課
施策項目	市民活動団体への事業委託		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
市民活動団体への事業委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人のための日本語講座 ・ 休憩施設安全点検委託事業 他 		国際課 商業観光課 他
施策項目	市税の減免等		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
市税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人への法人市民税の減免 		課税課
公共施設使用料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年会館、福祉会館等使用料の減免 		生涯学習課 児童家庭課 他

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

(5) 市民活動保険

市民活動が活発になり、その領域が広がれば、活動中の事故など、賠償責任を問われるケースも出てきます。市民活動は本来、市民の自己責任のもとに行うべきものですが、市民が安心して市民活動に参加できるよう、活動全般を対象とした市民活動保険への加入は、市民活動の推進に有効な支援策と考えられます。よって、全市民を対象とした市民活動保険制度の導入を検討します。

施策項目	市民活動保険の加入		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
市民活動保険の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア保険等の加入 ・ 市民活動保険制度の創設(市民活動保険の一本化) 		公園緑地課 他 市民活動課

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

(6) 活動拠点の整備

様々な市民活動が活発に行われるには、イベント、会議、研修等を開催するための場が必要となります。本市においては、ふれあいセンター、青少年会館、男女共同参画センターなど多くの公共施設(表6-1)があります。これらの公共施設は、それぞれ設置目的があり、利用についても、その設置目的に合った使用が優先となる場合があります。また、施設の利用方法等についても、各施設で異なっているため、市民からわかりにくいといった意見もあります。従って、分かりやすい施設の利用方法等について配慮し、市民活動の場として有効に活用されるよう努めます。

また、市民活動団体の活動をサポートするための中間支援拠点として、宇部ボランティアセンター及び宇部市民活動センターがありますが、情報の提供・発信、人材養成、各種相談、コーディネート機能など様々な支援機能を持つほか、市民・市民活動団体と行政との協働を推進する上で、その役割はますます重要となっています。

この中間支援拠点については、市民・市民活動団体が主体的に運営することが望まれますが、運営主体と密接な連携を図りながら、側面的な支援に努めます。

施策項目	活動拠点の整備		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課	
活動場所の提供	・公共施設の整備(ふれあいセンター、福祉会館、青少年会館等)	市民活動課 児童家庭課 生涯学習課 他	
遊休施設等の活用	遊休施設等を活用した活動場所の提供 学校余裕教室の有効活用	管財課 他 教育委員会施設課 各小中学校	
施策項目	中間支援拠点の整備		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課	
中間支援拠点の運営支援	・市民活動センターの運営費助成	市民活動課	
施策項目	活動機材等の提供		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課	
活動機材等の提供	・視聴覚教育設備の充実	生涯学習課	

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

表 6 - 1 公共施設一覧表

施設名	延べ床面積 (㎡)	建築年月	主管課
男女共同参画センター・フォーユ	1,567	昭和 57 年 3 月	男女共同参画課
総合福祉会館	3,311	昭和 49 年 1 月	児童家庭課
シルバーふれあいセンター	5,320	平成 7 年 3 月	高齢福祉課
隣保館厚南会館・厚南ふれあいセンター	1,230	昭和 55 年 5 月	人権推進課・生涯学習課
隣保館上宇部会館・上宇部ふれあいセンター	980	昭和 49 年 3 月	人権推進課・市民活動課
渡辺翁記念会館	4,582	昭和 12 年 7 月	文化振興課
文化会館	3,582	昭和 54 年 1 月	文化振興課
勤労青少年会館	2,468	昭和 42 年 10 月	生涯学習課
サンライフ宇部	1,423	昭和 60 年 8 月	商業観光課
パルセンター宇部	1,823	平成 8 年 1 月	商業観光課
ときわ湖水ホール	2,850	平成 3 年 5 月	公園緑地課
常盤ふれあいセンター	583	昭和 60 年 3 月	市民活動課
恩田ふれあいセンター	772	昭和 54 年 2 月	市民活動課
岬ふれあいセンター	838	昭和 49 年 4 月	市民活動課
見初ふれあいセンター	685	昭和 50 年 6 月	市民活動課
神原ふれあいセンター	713	平成 12 年 11 月	市民活動課
琴芝ふれあいセンター	667	昭和 52 年 4 月	市民活動課
川上ふれあいセンター	620	平成 3 年 3 月	市民活動課
小羽山ふれあいセンター	668	昭和 56 年 4 月	市民活動課
新川ふれあいセンター	639	昭和 51 年 4 月	市民活動課
鷓の島ふれあいセンター	626	昭和 54 年 3 月	市民活動課
藤山ふれあいセンター	632	平成 7 年 3 月	市民活動課
西宇部ふれあいセンター	650	平成 9 年 12 月	市民活動課
黒石ふれあいセンター	651	平成 10 年 12 月	市民活動課
東岐波ふれあいセンター	920	昭和 54 年 8 月	生涯学習課
西岐波ふれあいセンター	850	昭和 53 年 3 月	生涯学習課
原ふれあいセンター	813	昭和 50 年 9 月	生涯学習課
厚東ふれあいセンター	920	昭和 57 年 3 月	生涯学習課
二俣瀬ふれあいセンター	920	昭和 59 年 3 月	生涯学習課
小野ふれあいセンター	920	昭和 61 年 3 月	生涯学習課

スポーツを主目的とした施設は除く。

(7) 協働体制の整備

協働事業を推進するためには、様々な協働の進め方を行政だけではなく、市民からのアイデア募集など広く協働事業が創出できる仕組みを作る必要があります。

また、団体それぞれの活動分野に対応した相談体制の充実を図るとともに、全庁的な市民活動推進体制を整備します。

施策項目	協働推進体制の整備		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
民・官・産・学の協働体制の確立	市民活動推進会議の設置		市民活動課
市民参加型施策及び協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画デジタル化事業 ・ 都市計画マスタープラン策定への市民参加 ・ 中央町三丁目土地区画整理事業 		防災課 都市計画課 まちづくり推進課
協働推進窓口の整備	各分野での協働相談員の設置		市民活動課
市民活動支援及び協働推進のための庁内組織の整備	・ 全庁的な推進組織を設置		市民活動課
職員の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修の充実 ・ 市民活動団体との協働マニュアルの作成 		職員課 市民活動課
施策項目	市民活動団体との共催、後援等		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定		主管課
行事、イベント等の共催、後援、事業協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇部市民パワー祭の共催 ・ 図書館まつりの共催 		市民活動課 図書館

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

(8) 多様なネットワークづくり

市民活動は人と人とのつながりが大きな財産です。協働のまちづくりを進める上で、市民、行政、企業、大学など多様な主体がお互いの特性を理解しながら連携していくためには、市民活動団体間のみならず、多様なネットワークを構築できる機会の創出や出会いの場を作っていくことが必要となります。市民活動団体と行政とのネットワークづくり、市民活動団体同士のネットワークづくりのみならず、多様なネットワークづくりを促進します。

また、市民活動の推進においては、県や関係機関と連携を図りながら、進めることが重要となります。県においては、山口きらら博での県民ボランティアの活躍を契機に、山口県県民活動促進条例を制定し、県民活動促進施策を積極的に展開しています。また、市内においても、宇部市社会福祉協議会がボランティアの活動支援などをはじめとし、本市の市民活動推進に大きな役割を担っています。よって、県や関係機関と、相互の役割分担を確認し、緊密な連携を図りながら、市民活動の推進に努めます。

施策項目	民・官・産・学の連携による市民活動の促進		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課	
民・官・産・学の協働体制の確立	市民活動推進会議の設置（再掲）	市民活動課	
大学等の活用促進	大学等の支援情報の提供 大学等との共同研究等の連携	総合政策課 他 総合政策課 他	
コミュニティ・ビジネスの促進	コミュニティ・ビジネスの情報提供	市民活動課 商業観光課	
県、関係機関との連携	・県、関係機関との連携	市民活動課	
施策項目	市民活動団体の交流促進		
施策の内容	主な取組み実績・今後の予定	主管課	
市民活動団体の交流促進	コミュニティ団体とNPO等との交流 事業の促進 中間支援拠点の交流促進	市民活動課 市民活動課	

(注) 印は今後実施予定又は検討中の取組み

2 重点プロジェクト

重点プロジェクト

- (1) 市民協働推進条例（仮称）の制定
- (2) 市民活動支援基金制度の創設
- (3) 地域コミュニティの活性化
- (4) コミュニティ・ビジネスの促進

基本方針に基づき、市民活動推進施策を進めていく中で、重点的に、取り組むことにより、大きな成果が期待できるもの、また、重要な課題となっているものとして、(1)「市民協働推進条例（仮称）の制定」、(2)「市民活動支援基金制度の創設」、(3)「地域コミュニティの活性化」、(4)「コミュニティ・ビジネスの促進」の4つを重点プロジェクトと位置付け、より積極的な取組みを図ります。

(1) 市民協働推進条例（仮称）の制定

市民、市民活動団体、行政、企業、大学等がそれぞれの特性を生かし、適切な役割分担のもと、協力・連携をしながら、協働によるまちづくりを進めることは、この基本方針の大きな柱であり、これからの市政運営においても、常に念頭に置いておかなければならない重要な視点となります。

また、これまでの地方分権改革において、地方自治における二つの柱の一つである「団体自治」については、国と地方との役割分担の明確化、権限移譲など、大きな制度改革がありました。もう一つの柱である「住民自治」については、法的にも十分に整備されたとは言えず、これからの分権型社会にふさわしい「住民自治」の実現に向けては、それぞれの自治体による積極的な取組みが重要なかぎとなります。

よって、協働のまちづくりの基本理念や市民参画のための基本的なルールなどを条例制定というかたちで表現することが、協働のまちづくりの進展及び「住民自治」の実現に向けて弾みをつけるものと期待できます。

また、今年の11月1日に楠町と合併するにあたり、新市の市民、行政及び議会で幅広く議論し、条例を制定することにより、新市のまちづくりの方向性を明確にするとともに、新市の市民が一体となった住民自治意識の高揚につながります。

については、この度の合併を契機に、多くの市民の意見を十分聴きながら論議を重ね、市民協働推進条例（仮称）の制定を検討します。

(2) 市民活動支援基金制度の創設

市民活動団体が行う公益性の高い事業に対し、行政だけではなく、市民、企業などからも寄付等による資金提供を受け、支援する仕組みを創設することが、市民活動の発展に大きく寄与するものと期待できます。よって、市民活動を支援するための基金を設置し、市民活動団体が提案する市民ニーズにあった公益性の高い事業を、市民、行政、企業などの代表者からなる審査機関により助成先を決定し事業を行う、市民活動支援基金制度の創設(図 6 - 2 参照)を検討します。

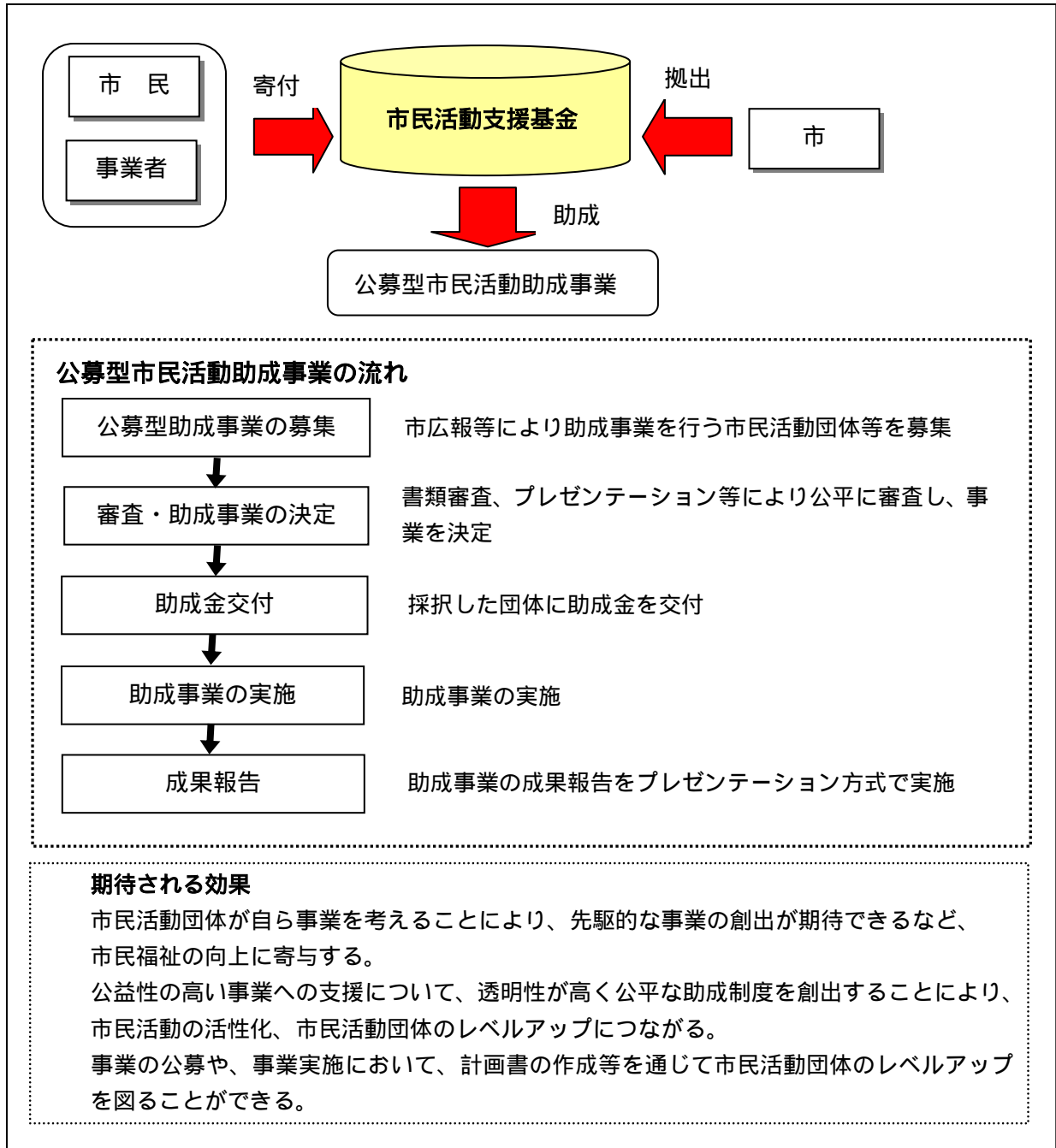


図 6 - 2 市民活動支援基金制度のイメージ図

(3) 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティ活動は、市民にとって最も身近な市民活動であり、市民が地域で生活する社会の一員として地域コミュニティ活動に参加することにより、様々な社会的課題の解決に自ら取り組むことの重要性を実感することができ、「自分たちの暮らしは自分たちで守る」といった、住民自治意識を高めることにつながります。

また、地域コミュニティ活動は、地域福祉活動、子育て・青少年育成活動、文化振興・体育振興の活動、環境美化活動、防災・交通安全・防犯活動など多岐にわたる活動を行っており、地域コミュニティの活性化は市民活動の推進に欠かせない重要な役割を担っています。

地域コミュニティの活性化に向けては、楠町との合併を契機により一層、自主的・主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、時代の変化に対応した地域住民自治組織として、機能の充実を図る必要があります。次のような視点で取組みを進めます。

地域固有の歴史や文化の継承、農産振興など地域の特色を活かしたコミュニティ活動の促進

地域福祉、防犯、防災、環境保全など様々な地域課題への取組みを通じた地域自治力の強化

生涯学習、生涯スポーツを通じての地域コミュニティ活動の充実

地域コミュニティの相互交流や福祉、環境、文化振興など様々な分野で活動するNPO・ボランティアなどの市民活動との連携・交流の促進

地域コミュニティの新たな担い手となる人材育成

(4) コミュニティ・ビジネスの促進

近年、自己実現を果たしつつ、地域の資源を有効に活用し、地域の問題解決をビジネスにつないでいくコミュニティ・ビジネスが、地域の活性化に大きな役割を果たす例が増えてきました。

コミュニティ・ビジネスはビジネスとしての目的を有していることから、市民活動とは異なった性格のものです。しかしながら、全国の事例を見ても、NPOが担い手として活躍しており、地域や社会の課題解決、市民の自己実現、住みよい地域づくりなどに重要な役割を果たしていることから、コミュニティ・ビジネスの促進が市民活動の発展に大いに寄与するものと期待されます。

また、コミュニティ・ビジネスを展開していくには、地域に存在する様々な主体の特性を活用し、連携をしながら進めていくため、市民と行政だけではなく、事業ノウハウを持った企業や専門知識をもつ大学等の研究機関と連携を図ることが重要となります。そのネットワークづくりは、市民活動の推進にも役立つものと考えられます。よって、県や関係機関とも連携を図りながら、情報提供などコミュニティ・ビジネスの促進に努めます。

コミュニティ・ビジネス

コミュニティ（地域だけではなくテーマも含む）に基盤を置き、地域や社会の課題を解決するためにビジネス的手法で取り組むことで、「コミュニティ」と「ビジネス」という2つの視点が調和する新しい形の事業として全国的に注目されています。

コミュニティ・ビジネスの活動事例

分野	活動事例
福祉・医療	高齢者及び障害者向け総合サービス等
教育・子育て支援	不登校児童のためのスクール、青少年向け野外教室等
環境保全	環境保全活動、家庭廃食油や廃家電リサイクル、環境設備・機器関連サービス等
地域産業活性化	商店街活性化、伝統技術・技能の継承、地域独自の商品づくり等
地域づくり	歴史的資源を生かした地域づくり、まちづくり会社、地域づくりコンサルティング等
情報サービス	地域情報誌の発行、地域文化資源の電子データ化、商店街のためのバーチャルサービス等
施設支援・交流支援	高齢者（障害者）共同住宅・福祉医療施設等の運営、都市と農村の交流サービス等

第7章 市民活動推進体制

1 市民活動推進会議（仮称）の設置

市民活動推進会議（仮称）の設置

民・官・産・学の連携による市民活動推進体制を構築

第5章及び第6章において、市民活動推進の基本的な考え方と市民活動推進施策について整理しましたが、今後、市民、行政、企業、大学等が協力、連携を図りながら市民活動を推進するためには、市民、行政、企業、大学等の連携によるネットワーク組織を構築することにより四者間の連携による市民活動推進体制を整備することが必要です。

そのため、市民活動の推進及び協働のまちづくりについて、協議・検討する場として、市民・市民活動団体、行政、学識経験者、企業代表者などから組織する「市民活動推進会議（仮称）」の設置について検討します。ここでは、市民活動推進施策、協働事業の提案・検討、実施した施策の評価などを行うなど、**図7-1**のイメージ図のような全市的な市民活動推進体制の構築を目指します。

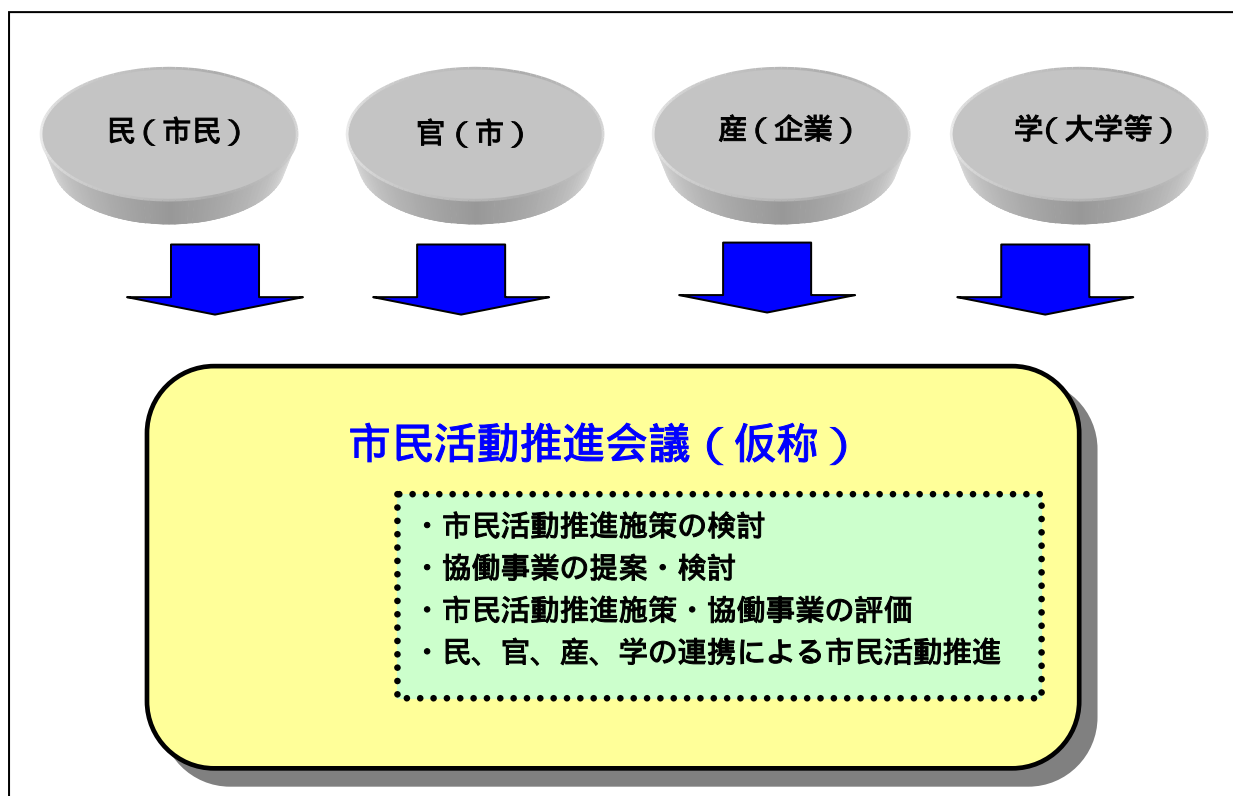


図7-1 市民活動推進会議（仮称）のイメージ図

2 庁内推進体制

庁内推進体制

全庁的な市民活動推進組織として市民活動推進本部を設置

市民活動支援施策の展開においては、行政のあらゆる分野での積極的な取り組みが必要です。特に、市民と行政との協働は、これからの行財政運営において、最重要課題であることを強く認識し、全庁的な取り組みが必要です。

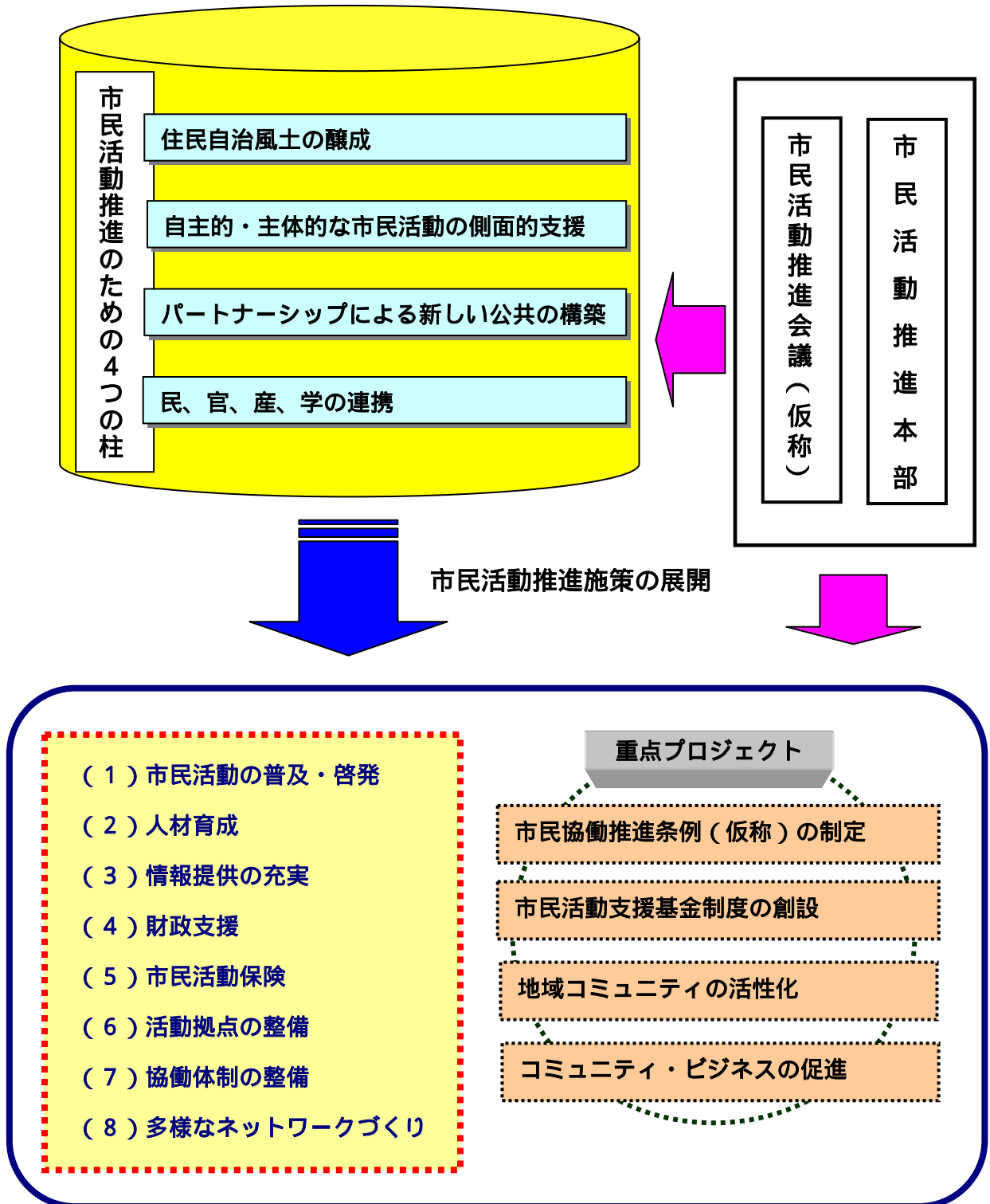
また、市民活動推進については、市民、市民活動団体、企業などとの連携、ヨコの繋がりが必要ですが、まず、庁内の連携体制をしっかりと構築することが重要となります。各施策の実施について、関係課と緊密な連携が図れるような庁内の体制づくりが急務となっています。

よって、全庁的に市民活動及び協働のまちづくりを総合的、計画的に進めるとともに、庁内の連携を強化するため、下記のとおり、市民活動推進本部を設置し、庁内推進体制の充実を図ります。

市民活動推進本部の設置

構成	本部長	市長
	副本部長	助役
	本部員	各部等の長
所掌事項	市民活動の推進及び協働の推進に関する市の施策について、 検討・調整する	
幹事会	推進本部の円滑な運営を図るため、関係各課等の長により組織 した幹事会を設置する	
	幹事長	市民生活部長
	副幹事長	市民生活部次長
	幹事	関係各課等の長

民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイルの創造のために



市民活動推進体制イメージ図

資料 1

宇部市市民活動推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動を推進し、市民と企業と行政の協働によるまちづくりを進めるため、宇部市市民活動推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を取りまとめ、市長に報告するものとする。

- (1) 市民活動推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 市民活動推進施策に関すること。
- (3) その他市民活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 企業ボランティア担当者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 委員会の会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月4日から施行し、第2条に規定する所掌事項が達成されたときにその効力を失う。

宇部市市民活動推進検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	三 浦 房 紀	山口大学工学部
副委員長	武 永 佳 子	ザ・フレンドシップ・フォース・オブ山口
委 員	福 富 稔 賢	宇部市社会福祉協議会
委 員	内 平 隆 之	NPO法人琴芝ふぁんくらぶ
委 員	河 村 信 子	宇部市女性団体連絡協議会
委 員	佐 藤 巽	宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会
委 員	田 中 美智江	NPO法人うべ 子ども21
委 員	平 岡 弘 子	宇部ボランティア連絡協議会
委 員	藤 田 昭 一	宇部市自治会連合会
委 員	山 田 節 子	NPO法人うべネットワーク
委 員	井 田 衛	中国電力(株)宇部営業所
委 員	塔 野 義 浩	宇部青年会議所
委 員	福 永 史 明	(株)山口銀行宇部支店
委 員	内 海 美 樹	一般公募
委 員	北 村 健 治	一般公募
委 員	浦 野 奈津実	山口大学大学院理工学研究科

(順不同)

宇部市市民活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動を推進し、市民と企業と行政の協働によるまちづくりを進めるため、宇部市市民活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民活動推進に係る基本方針に関すること。
- (2) 市民活動推進施策に関すること。
- (3) 市民との協働に関すること。
- (4) その他市民活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は市民生活部次長を、副会長は市民活動課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活部市民活動課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

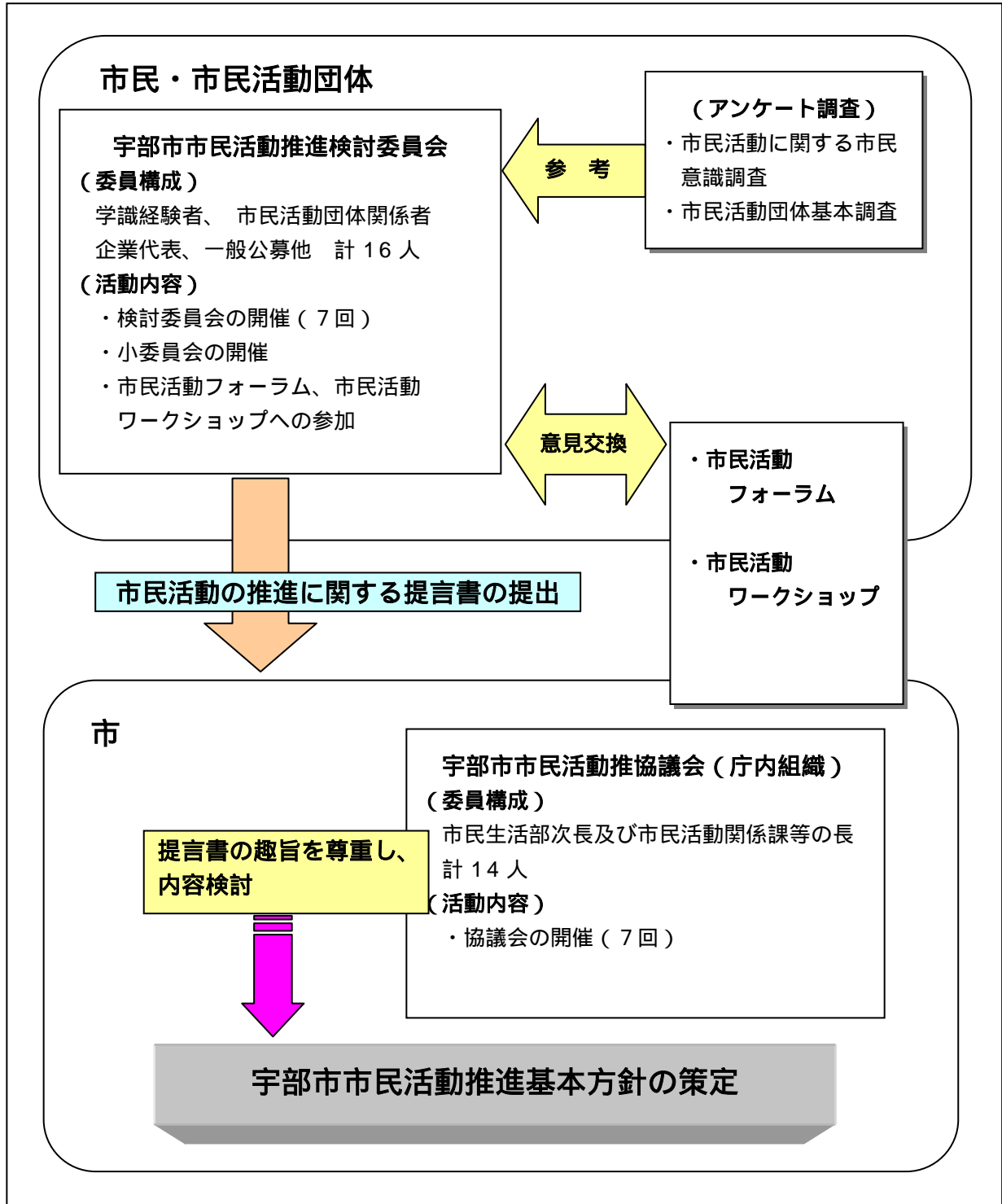
この要綱は、平成15年7月18日から施行し、第2条に規定する所掌事項が達成されたときにその効力を失う。

別表

広報広聴課長
職員課長
防災課長
総合政策課長
環境共生課長
福祉課長
商業観光課長
土木港湾課長
都市計画課長
まちづくり推進課長
生涯学習課長
文化振興課長

宇部市市民活動推進基本方針策定経過

策定までの流れ



1 宇部市市民活動推進検討委員会の開催

回数	年 月 日	協 議 事 項
1	平成 15 年 7 月 4 日	委嘱状交付 検討委員会の運営について 策定スケジュールについて 市民活動推進のための基本的な考え方について
2	平成 15 年 8 月 27 日	市民活動基本調査の調査結果について 宇部市の市民活動の現状と課題について 市民活動推進に関する役割の整理について 市民活動フォーラムの開催について
3	平成 15 年 10 月 20 日	市民活動の推進及び協働のまちづくりについて (グループ討議) 市民活動ワークショップの開催について 宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の骨子について
4	平成 15 年 12 月 16 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
5	平成 16 年 2 月 2 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
6	平成 16 年 2 月 27 日	宇部市市民活動推進基本方針(提言書)の素案について
7	平成 16 年 3 月 23 日	宇部市市民活動推進基本方針の策定に係る提言書の提出

2 市民活動基本調査の実施

項 目	内 容
市民活動に関する市民意識調査 (平成 15 年 7 月)	市民活動に関する市民の参加状況の実態、意識等を調査し、基本方針策定のための基礎資料とする。 調査方法 20歳以上の市民のうち無作為に抽出した、 1,000人に調査票を送付して実施
市民活動団体基本調査 (平成 15 年 7 月)	市民活動団体の活動内容、活動上の問題、行政に期待する要望事項等を調査し、基本方針策定のための基礎資料とする。 調査方法 市、社会福祉協議会、市民活動センター等で把握している市民活動団体に調査票を送付して実施

3 市民活動フォーラム、市民ワークショップの開催

市民活動フォーラム（平成 15 年 10 月 5 日、シルバーふれあいセンター）

「新しい公共のかたち ～真のパートナーシップを目指して～」

・基調講演

演題 「市民と行政との協働によるまちづくり」

講師 （財）地方自治総合研究所研究理事 辻山 幸宣氏

・パネルディスカッション

テーマ「新しい公共のかたち ～真のパートナーシップを目指して～」

パネリスト 内平 隆之氏（NPO法人琴芝ふぁんくらぶ）

武永 佳子氏（ザ・フレンドシップ・フォース・オブ山口）

中谷 浩美氏（らぶ厚東）

藤田 忠夫氏（宇部市長）

コメンテーター 辻山 幸宣氏

司会 吉村 克生氏（NPO法人うべネットワーク）

市民活動ワークショップ（平成 15 年 11 月 11 日及び 18 日の 2 日間、市民活動センター）

テーマ 第 1 回「宇部市の市民活動ってどうなんじゃろ？」

第 2 回「みんなでイキイキとした宇部市にしようや！」

4 宇部市市民活動推進協議会の開催

回数	年 月 日	協 議 事 項
1	平成 15 年 7 月 18 日	（仮称）宇部市市民活動推進基本方針の策定について 市民活動推進施策について
2	平成 15 年 9 月 25 日	市民活動に関するアンケート調査結果について 市民活動推進施策について
3	平成 16 年 2 月 19 日	活動経過及び今後の予定について 市民活動推進に関する提言（案）に対する意見について 市民活動推進施策について
4	平成 16 年 4 月 28 日	経過報告及び今後の予定について 市民活動推進基本方針の骨子について 今後の推進体制及び重点施策について
5	平成 16 年 5 月 31 日	市民活動推進基本方針（案）について
6	平成 16 年 6 月 25 日	市民活動推進基本方針（案）について
7	平成 16 年 7 月 14 日	市民活動推進基本方針（案）について

市民活動団体に関する実態調査

1. 調査実施日 : 平成15年7月
2. モニター数 : 474
3. 回収サンプル数 : 318 (回収率67.1%)
4. 有効サンプル数 : 318

調査結果

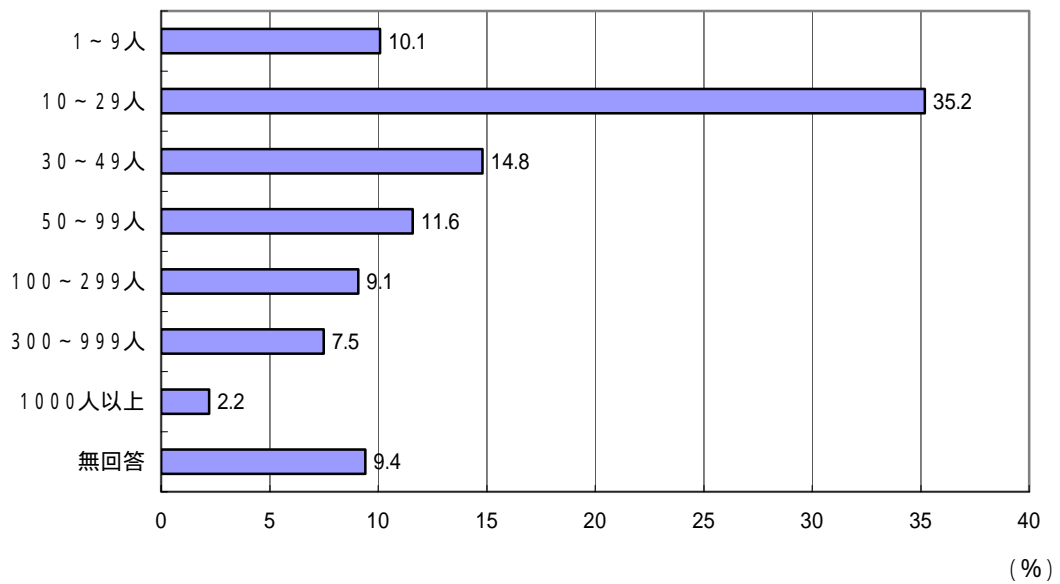
1 市内の活動団体の現状

(1) 団体の会員数

活動団体の中の会員数は10人にも満たない小さな団体から、会員数2万名という大きな団体までであるが、1番多いのは10～29人(35.2%)、2番目に多いのが30～49人(14.8%)、3番目に多いのが50～99人(11.6%)であり、49人以下の団体が60.1%を占めた。

(1) 団体の会員数

N=318

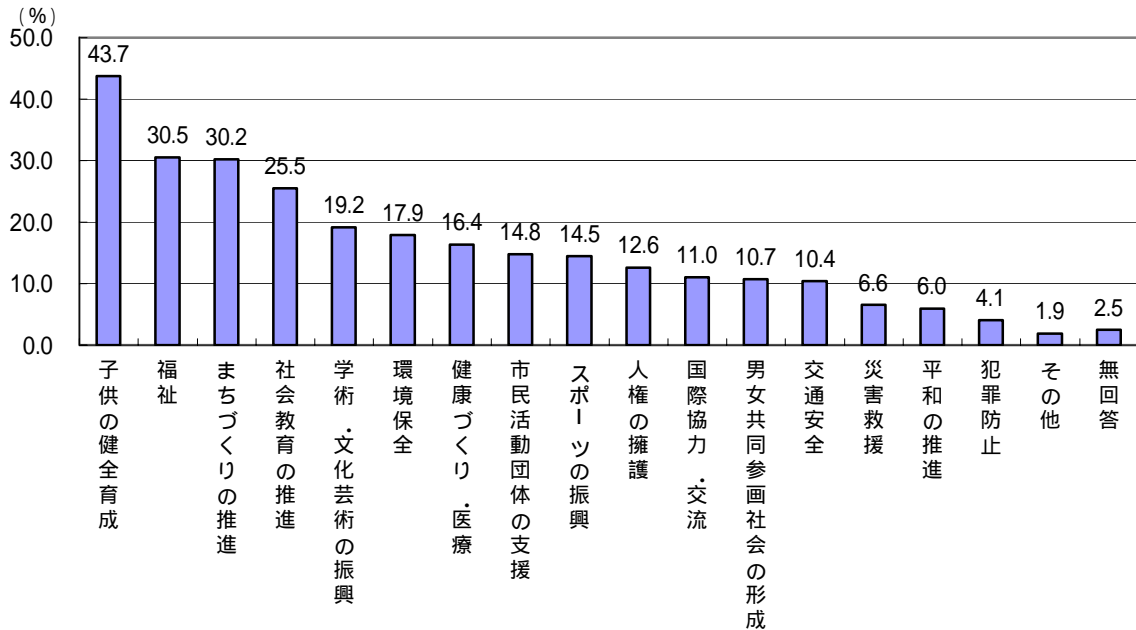


(2) 団体の活動分野 (複数回答可)

最も多かったのは「子どもの健全育成」(43.7%)、このほか比較的多くあげられていた活動としては、「福祉」(30.5%)、「まちづくりの推進」(30.2%)、「社会教育の推進」(25.5%)であった。回答が比較的少ない活動内容は、「災害救援」(6.6%)、「平和の推進」(6.0%)、「犯罪防止」(4.1%)であった。

(2) 団体の活動分野

N = 318



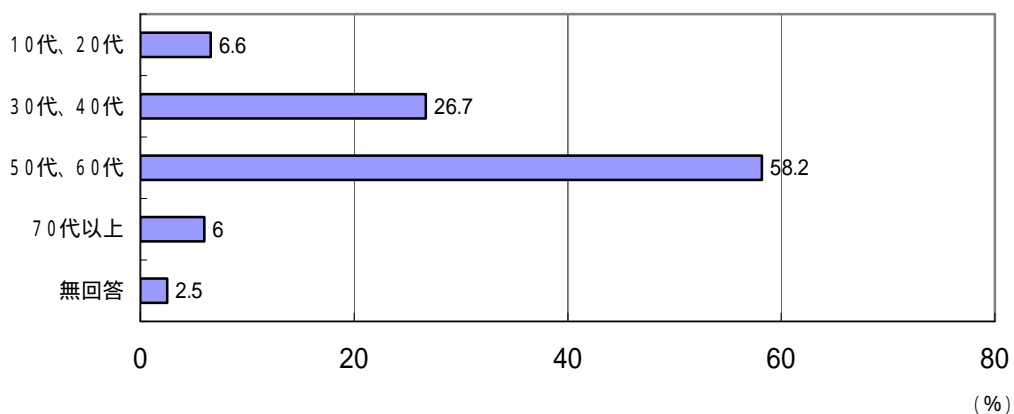
2 市民活動団体の組織の特徴と課題

(1) 会員の主な年齢層

会員の主な年齢層は「50代、60代」(58.2%)が圧倒的に多く、その次に「30代、40代」(26.7%)と続いている。「10代、20代」は6.6%と少なかった。

(1) 会員の主な年齢層

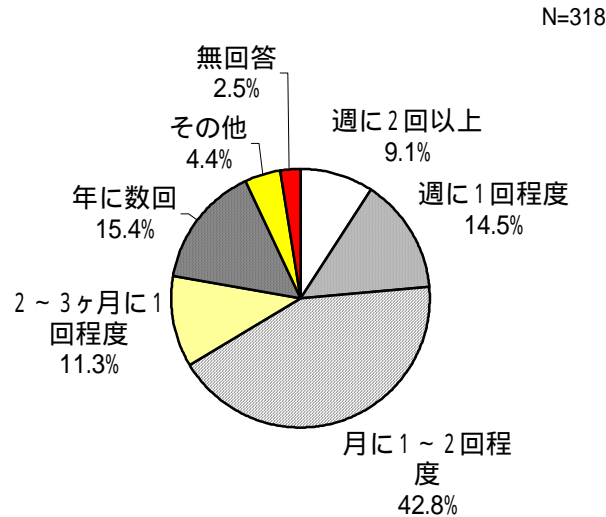
N=318



(2) 団体の活動頻度

「月に1～2回程度」が42.8%と半数近くを占め、「年に数回」(15.4%)、「週に1回程度」(24.5%)、「2～3ヶ月に1回程度」(11.3%)と続いている。

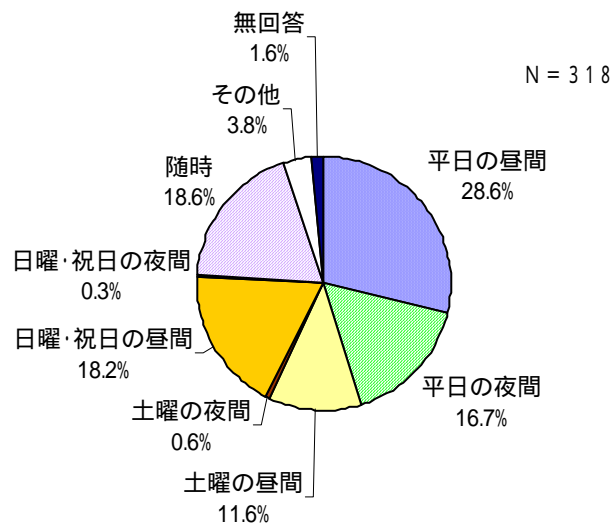
(2) 団体の活動頻度



(3) 団体の主な活動時間帯

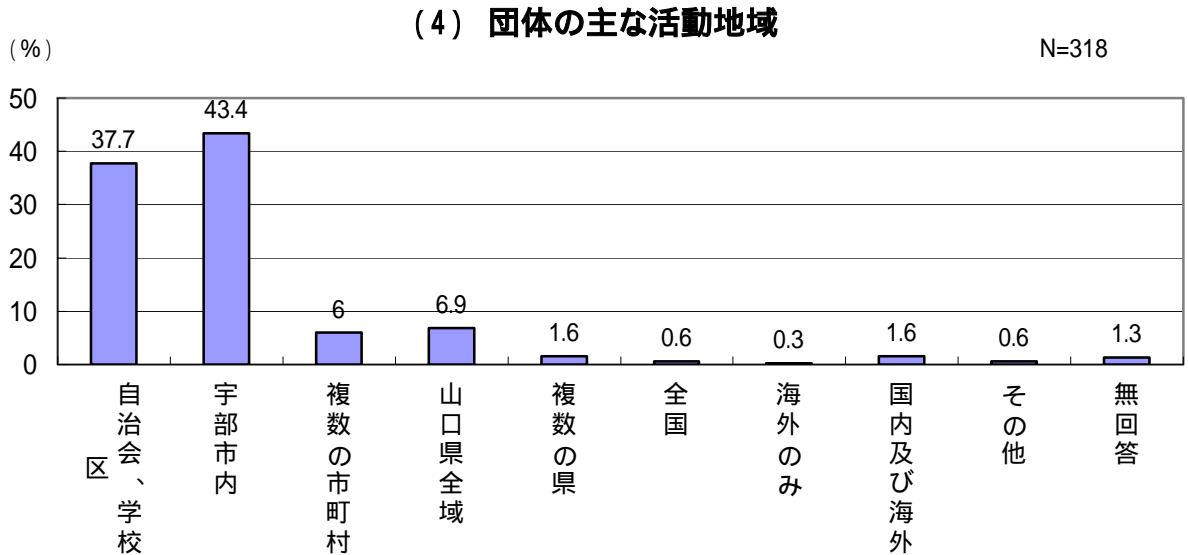
「平日の昼間」(28.6%)が最も多く、次に「随時」(18.6%)、「日曜・祝日の昼間」(18.2%)、「平日の夜間」(16.7%)、「土曜の昼間」(11.6%)と続いた。

(3) 団体の主な活動時間帯



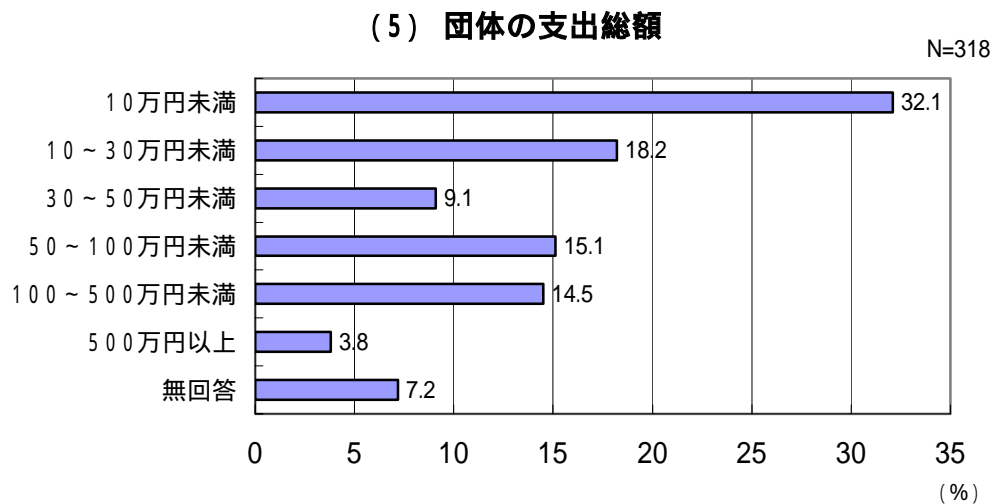
(4) 団体の主な活動地域

「宇部市内」(43.4%)が1番多く、2番目が「自治会・学校区」(37.7%)で、この2つで8割以上を占めているが、複数の市町村(6.0%)、山口県全域(6.9%)など広域で活動している団体も見られた。



(5) 団体の支出総額(平成14年度実績)

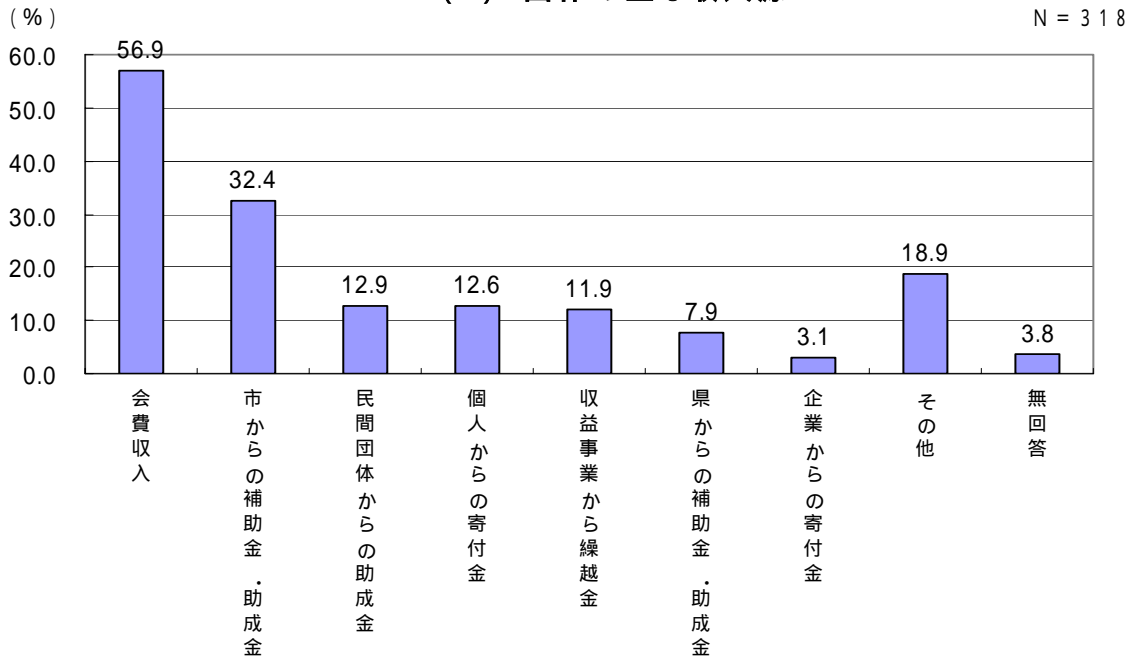
「10万円未満」(32.1%)で最も多く、2番目が「10～30万円未満」(18.2%)であり、50万円未満が59.4%と6割を占めた。一方、「500万円以上」の団体も3.8%あった。



(6) 団体の主な収入源(複数回答可)

「会費収入」(56.9%)が一番多く、2番目が「市からの補助金・助成金」(32.4%)であり、「企業からの寄付金」(3.1%)が一番少なかった。

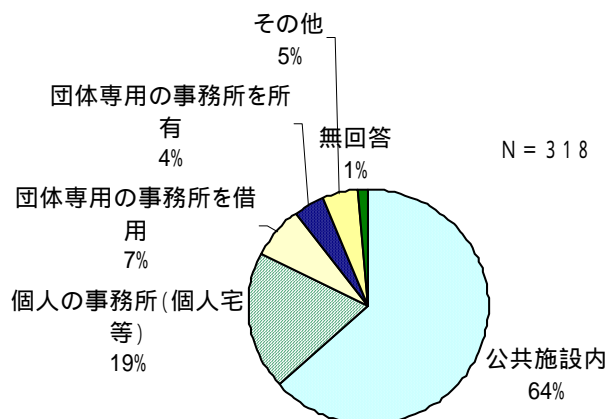
(6) 団体の主な収入源



(7) 団体の活動拠点

「公共施設内」(64%)が大半を占め、次いで「個人の事務所(個人宅等)」(19%)と続いている。また、団体専用の事務所がある団体が11%あった。

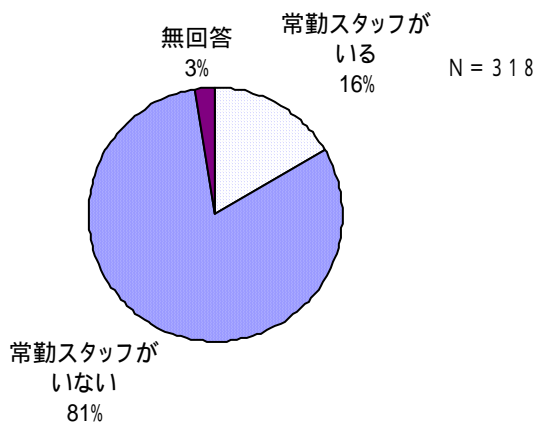
(7) 団体の活動拠点



(8) 常勤スタッフの存在

「常勤スタッフがない」(81%)が大半を占めているが、常勤スタッフがいるも16%あった。

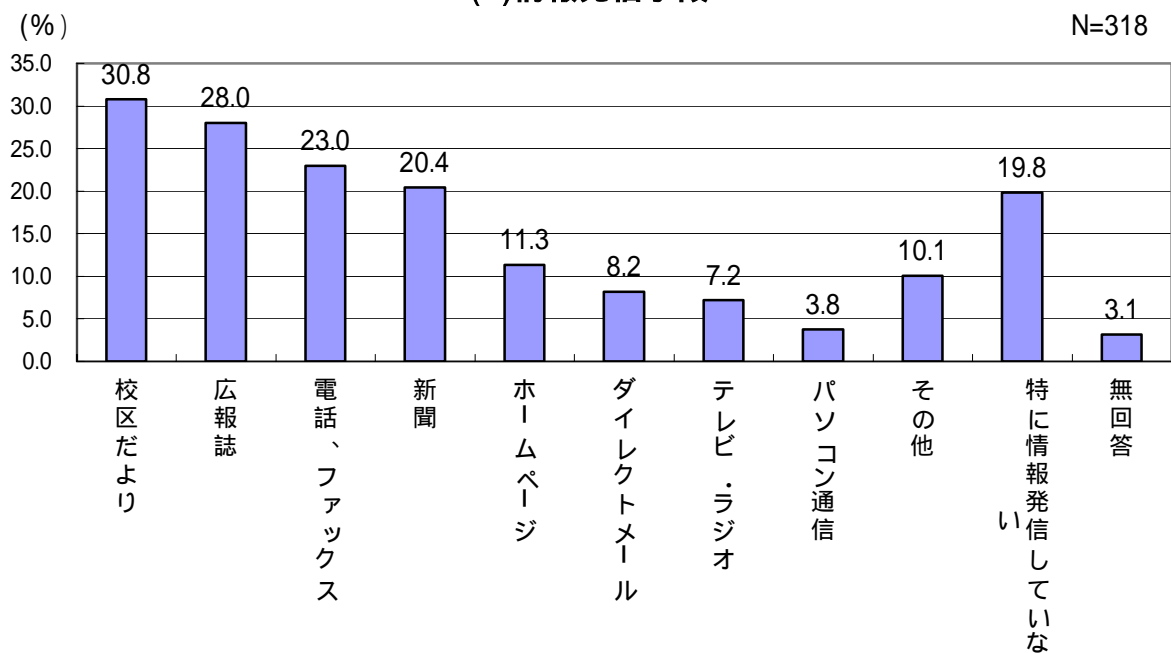
(8) 常勤スタッフの存在



(9) 情報発信手段(複数回答可)

「校区だより」(30.8%)が1番多く、2番目が「広報誌」(28.0%)、3番目が「電話・ファックス」(23.0%)、4番目が「新聞」(20.4%)と続いている。「特に情報発信していない」(19.8%)団体もあった。

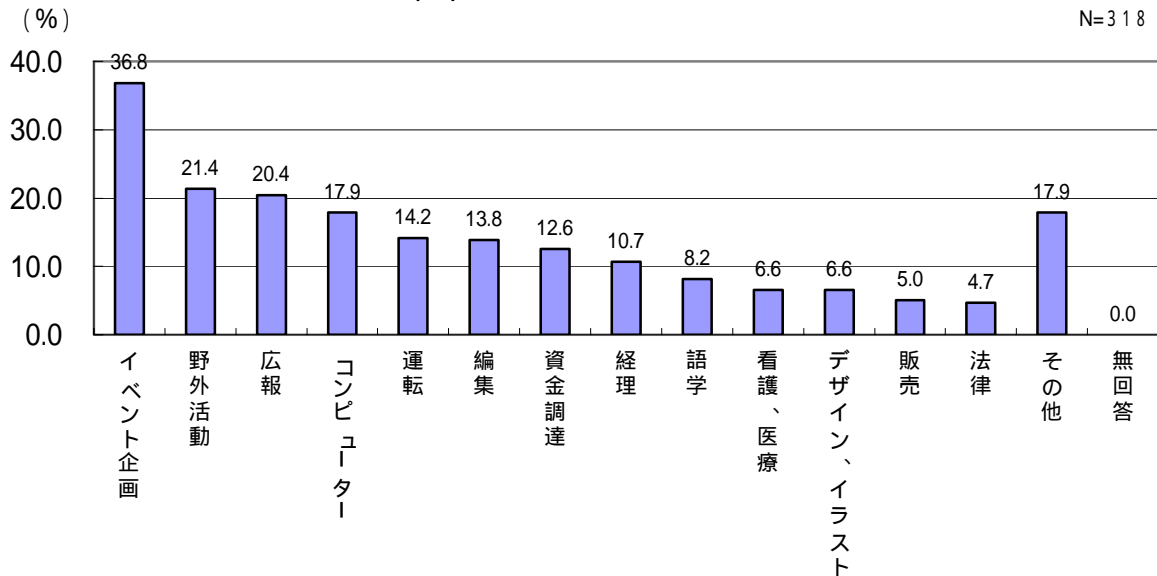
(9)情報発信手段



(10) スタッフに必要な知識、技能(複数回答可)

「イベント企画」(36.8%)が1番多く、2番目が「野外活動」(21.4%)、3番目が「広報」(20.4%)、4番目が「コンピューター」(17.9%)であった。

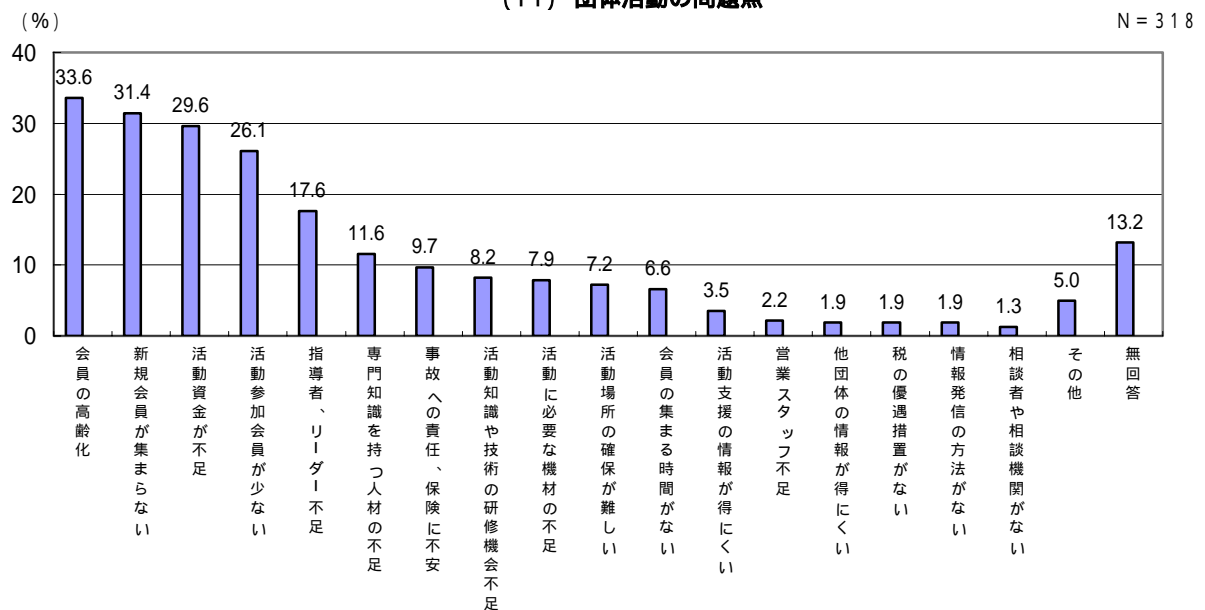
(10) スタッフに必要な知識



(11) 団体活動の問題点(複数回答可)

「会員の高齢化」(33.6%)が1番多く、2番目が「新規会員が集まらない」(31.4%)、3番目が「活動資金が不足」(29.6%)、4番目が「活動参加会員が少ない」(26.1%)であった。

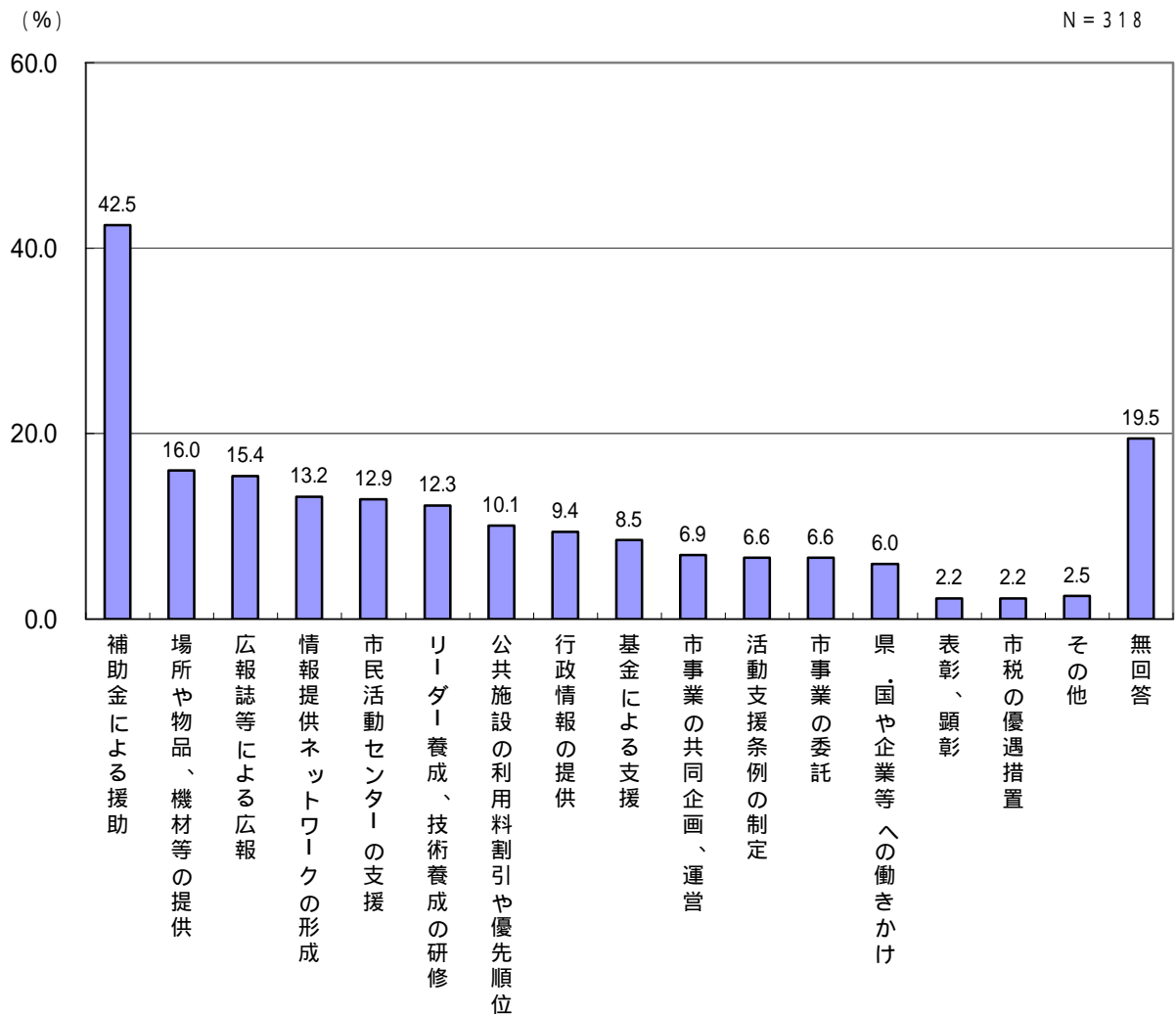
(11) 団体活動の問題点



(12) 市に期待する支援策(複数回答可)

「補助金による援助」(42.5%)で1番多く、2番目が「場所や物品・機材等の提供」(16.0%)、3番目が「広報誌等による広報」(15.4%)であった。次いで「情報提供ネットワークの形成」(13.2%)、「市民活動センターの支援」(12.9%)、「リーダー養成、技術養成の研修」(12.3%)、「公共施設の利用料割引や優先順」(10.1%)、「行政情報の提供」(9.4%)と続いた。

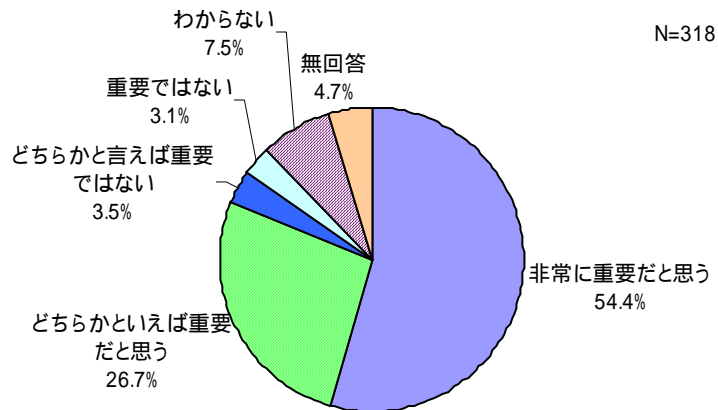
(12) 市に期待する支援策



(13) 行政との協力・協働の重要性

「非常に重要だと思う」(54.4%)と、「どちらかといえば重要だと思う」(26.7%)で「重要だと思う」が81.1%で全体の8割を超えた。

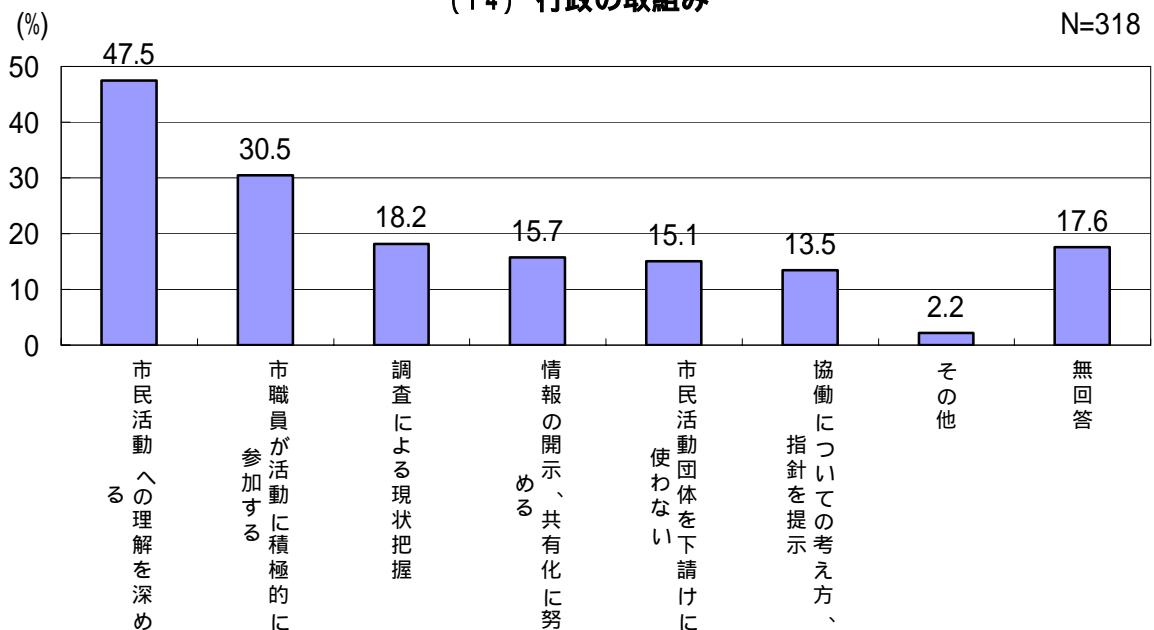
(13) 行政との協力・協働の重要性



(14) 協力・協働のために市が取り組むべきこと(複数回答可)

「市民活動への理解を深める」(47.5%)と1番多く、2番目が「市職員が活動に積極的に参加する」(30.5%)、3番目が「調査による現状把握」(18.2%)、次いで「情報の開示、共有化に努める」(15.7%)、「市民活動団体を下請けに使わない」(15.1%)、「協働についての考え方、指針を提示」(13.5%)と続いた。

(14) 行政の取組み

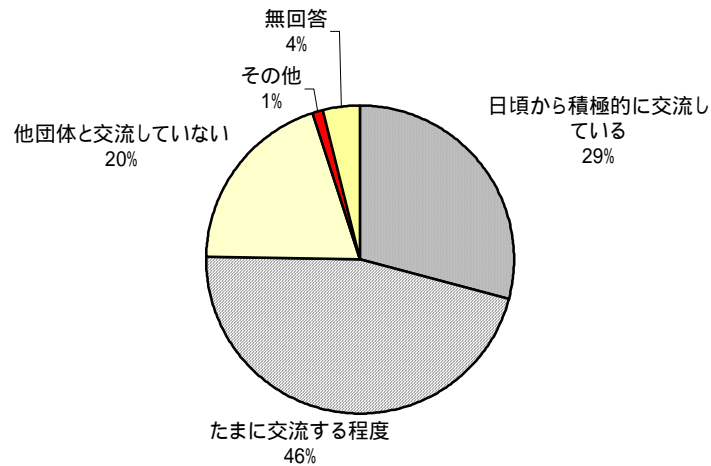


(15) 他団体との交流

「たまに交流する程度」(46%)が1番多く、次に「日頃から積極的に交流している」(29%)で、「交流している」が75%を占めた。一方「他団体と交流していない」も20%を占めた。

(15) 他団体との交流

N=318

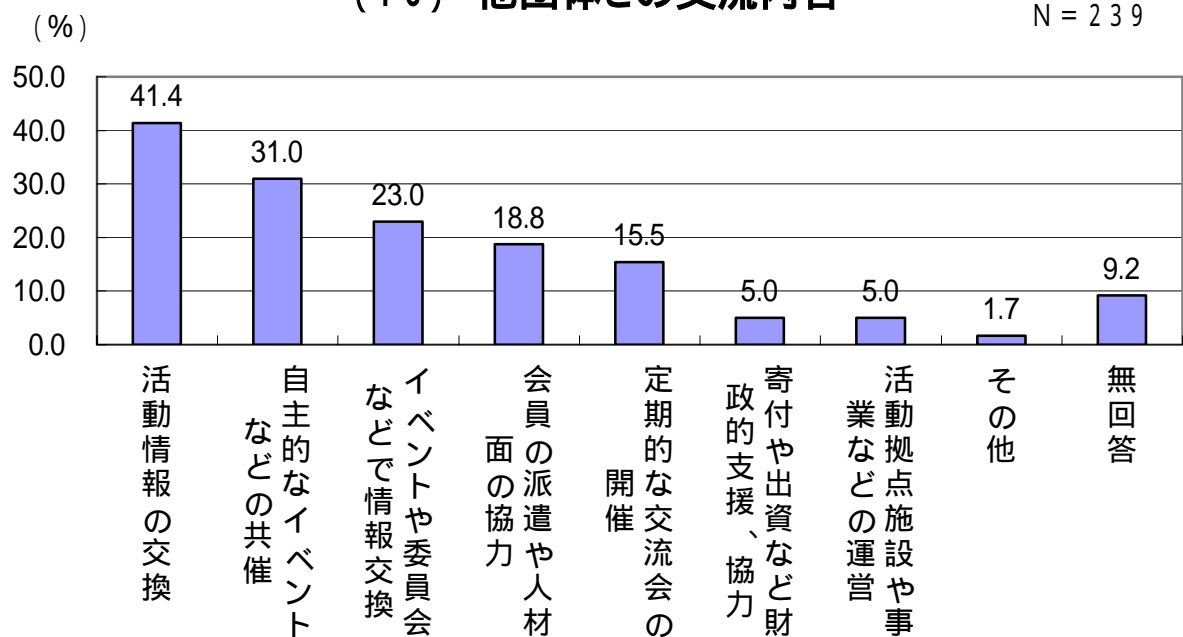


(16) 他団体との交流内容 (上記質問で1又は2と回答された場合)

「活動情報の交換」(41.4%)が1番多く、2番目が「自主的なイベントなどの共催」(31.0%)、3番目が「イベントや委員会などで情報交換」(23.0%)であった。次いで、「会員の派遣や人材面の協力」(18.8%)、定期的な交流会の開催(15.5%)と続いた。

(16) 他団体との交流内容

N = 239

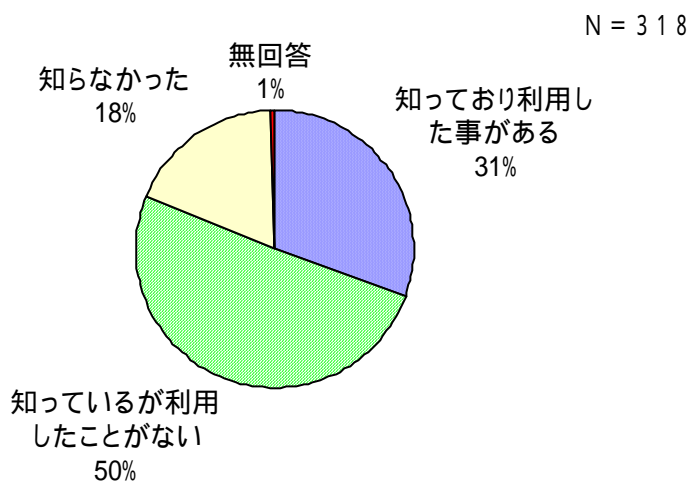


(17) 市民活動についての主な自由意見

- ・団体との交流不足。1つよりも2つ協力があればさらに大きくなる。
- ・市民活動グループのネットワークができると、情報収集等ができやすいと思う。
- ・宇部市の市民活動の発展を考えると、長年多くの団体が任意団体のままであり、NPO法人への支援センターが必要と思う。
- ・公共施設の使用料を減免してほしい。また、予約を入れる時に、1ヶ月前でないと会議室が利用できないので早くから広報できずに困っている。
- ・会員の高齢化が進むにつれ、新規加入がなかなか見つからずその対策に悩んでいる。そのあたりの市の援助、支援活動も期待する。会員の会費のみの手作り運営であるために、新機材の購入などに限界があり、表現活動の上でも制約される。資金援助を望む。
- ・市民活動団体がお互いの得意分野で交流するためには、市民活動団体の情報が必要だと思う。市はこれら情報提供と調整をしていただきたい。
- ・ボランティア活動でも経費が必要である。規制団体への助成金の見直しとその団体が現在でも必要であるかを再検討し、新ボランティア団体(活動状況による)への恒常的助成金を配慮して欲しい。
- ・横のつながりを持ち、市民活動を広げたい。
- ・市民活動は一見理解されているようで、その実思いのほか理解されていない事が多い。行政の支援もいつも傍観者的なことが多く、戸惑う事も多い。
- ・行政に活動内容を知っていただき、市民の健康づくりの為に協力し合いたい。
- ・市が協働を求めるが、市＝ボランティア・市民活動を無料で使う等式の方がまだまだ多いように思う。
- ・市の担当者が代わる度にまた同じ問題点が起こる。いつまでたっても市の受け入れはない。
- ・個人での市民活動について、宇部市では支援がない。
- ・あくまでも自らの手で行う。行政に頼らない、行政から口出しされない。補助金を出しても自由に使わせる。規約で縛らない。
- ・市主催の市民活動団体向け研修会などの行事をする際は、活動団体側の要望、意見を聞いて欲しい。
- ・地域社会との関わりを嫌がる人が増加、自治会組織を否定する人が増加、このままだと自治会は砂漠化する。
- ・若者の自主的な市民活動の動きは好ましい。動機付けの段階では積極的な支援策が必要。ただし自主性、主体的動きに水をさすようなことはしないこと。
- ・人材不足 同じ人が幾つもの団体を掛け持ちしている人が多い。仕事を持っている人などで、時間的都合がつきにくい人はなかなか参加できない。
- ・市民活動に快く参加される方はいつも決まった方達で、もっと広くたくさんの方達に参加していただくことをいつも悩んでいる。

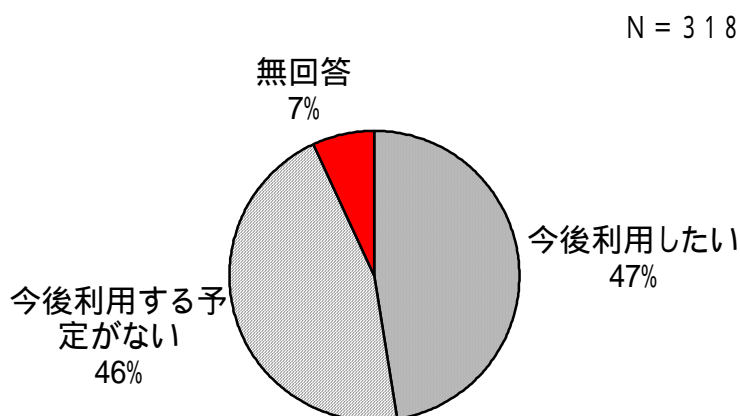
宇部市民活動センターについて
 (1) 宇部市民活動センターについて
 「知っているが利用した事がない」(50%) と「知っており利用した事がある」(31%)
 で「知っている」が80%を超えた。一方で「知らなかった」という団体も18%あった。

(1) 宇部市民活動センターについて



(2) 宇部市民活動センターの今後の利用について

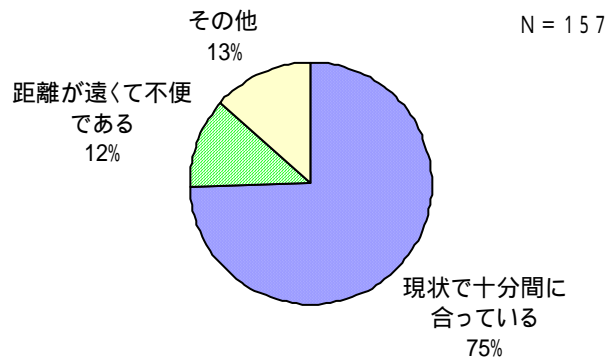
(2) 市民活動センターの今後の利用について



(3)(2)の質問で「今後利用する予定はない」と回答された場合、その理由
 「現状で十分間に合っている」が75%と圧倒的に多かった。

その他の意見として「活動センターをどのように利用していいかわからない」、「他の団体と重なるため会議がしにくい」、「例会には狭い」、「今は利用していないが、今後利用する可能性がある」があった。

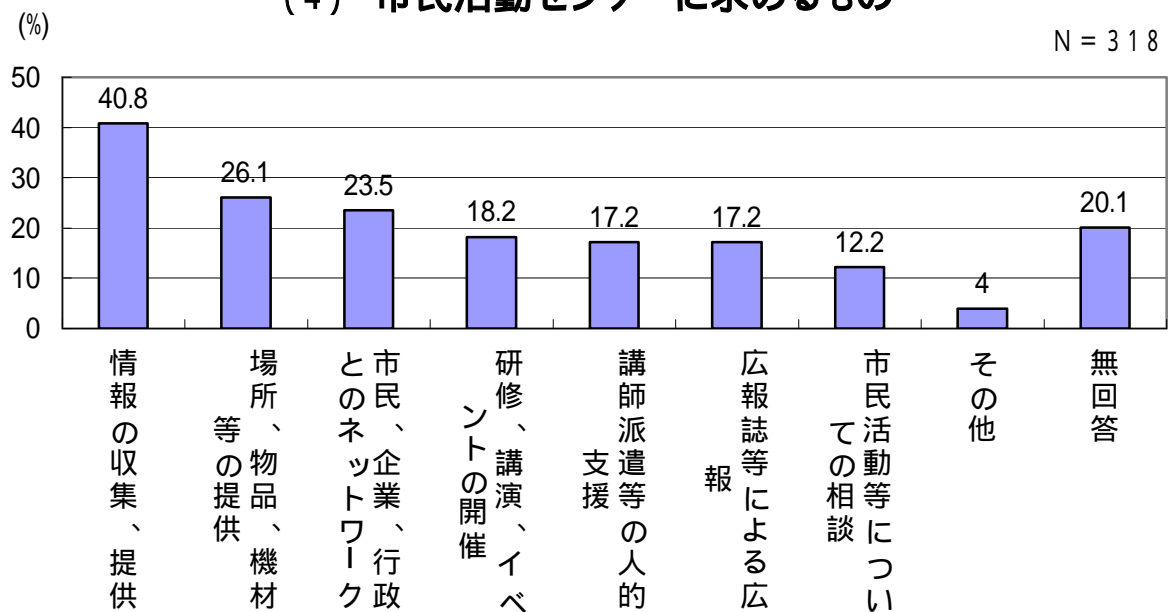
(3) 宇部活動センターを利用しない理由



(4) 宇部市民活動センターに求めるもの（複数回答可）

「情報の収集、提供」(40.8%)が1番多く、2番目が「場所、物品、機材等の提供」(26.1%)、3番目が「市民、企業、行政とのネットワーク」(23.5%)であった。次いで、「研修、講演、イベントの開催」(18.2%)、「講師派遣等の人的支援」(17.2%)、「広報誌等による広報」(17.2%)、「市民活動等についての相談」(12.2%)と続いた。

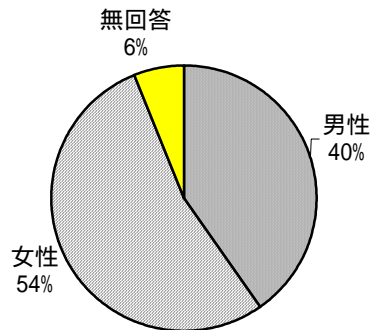
(4) 市民活動センターに求めるもの



市民活動の推進に関するアンケート調査

1. 調査実施日 : 平成15年7月
 2. モニター数 : 1,000
 (市民を無作為に1,000人抽出し、アンケート用紙を郵送)
 3. 回収サンプル数 : 336 (回収率33.6%)
 4. 有効サンプル数 : 336

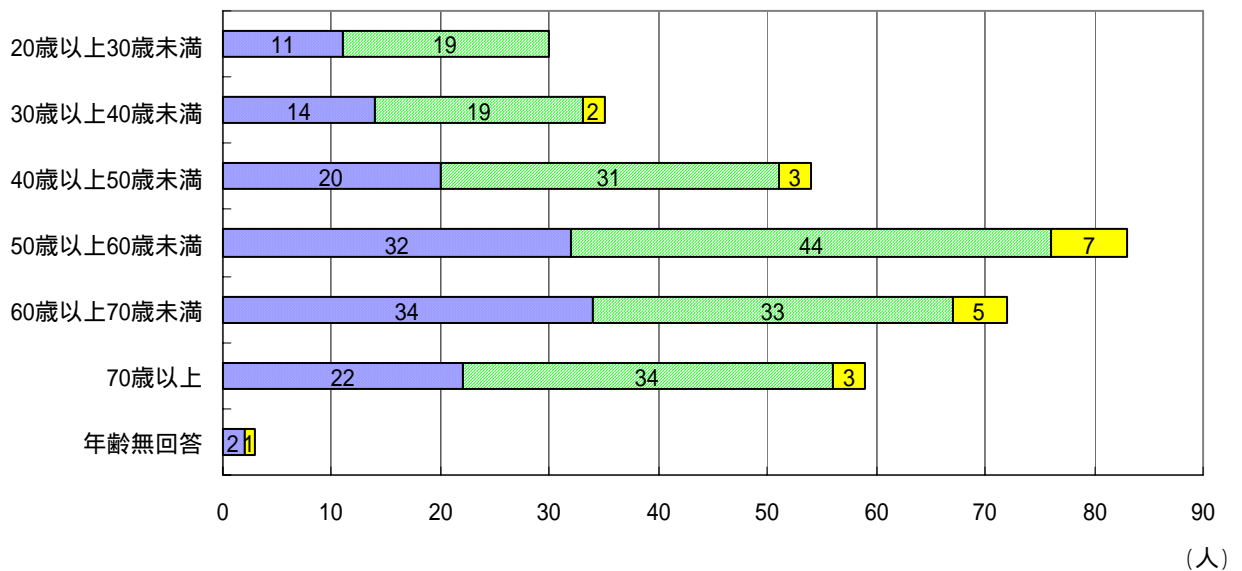
回答者の男女比



回答者の年齢・性別

■ 男 ■ 女 ■ 不明

N = 336



調査結果

1 「市民活動の支援」について

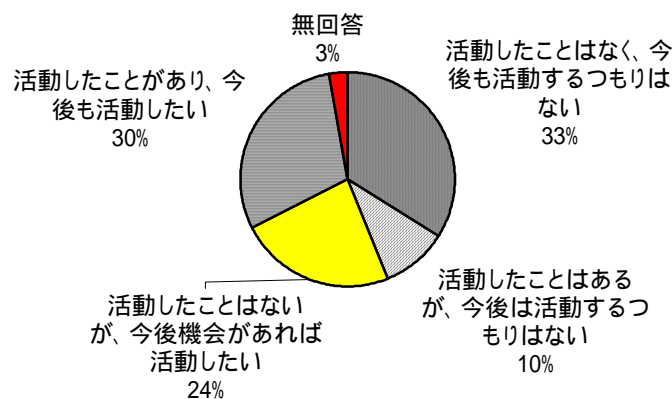
(1) 「市民活動」の経験の有無

Q1：あなたは、仕事以外でコミュニティ活動、ボランティア活動、NPO 活動などの市民活動をしたことがありますか。

「活動したことがあります、今後も活動したい」(30%)で、「活動したことはないが、今後機会があれば活動したい」(24%)も合わせると54%が市民活動をしたいと答えている。一方、「活動したことはあるが、今後は活動するつもりはない」は10%で、「活動したことはなく、今後は活動するつもりはない」は33%であった。

Q1：市民活動経験の有無

N=336



(2) 活動したい種類と分野

【Q1で「今後も活動したい」、「今後機会があれば活動したい」と回答した方への問】

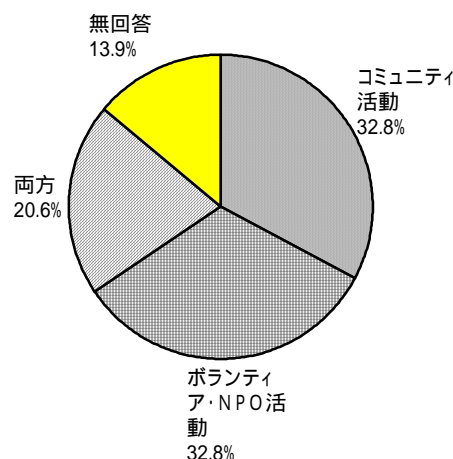
Q2：あなたは、どのような種類と分野で活動したいですか。(複数回答可)

活動の種類

「コミュニティ活動」、「ボランティア・NPO活動」共に、32.8%で同じ割合で、両方の活動を選んだ人は、20.6%であった。

Q2 - :活動の種類

N = 180

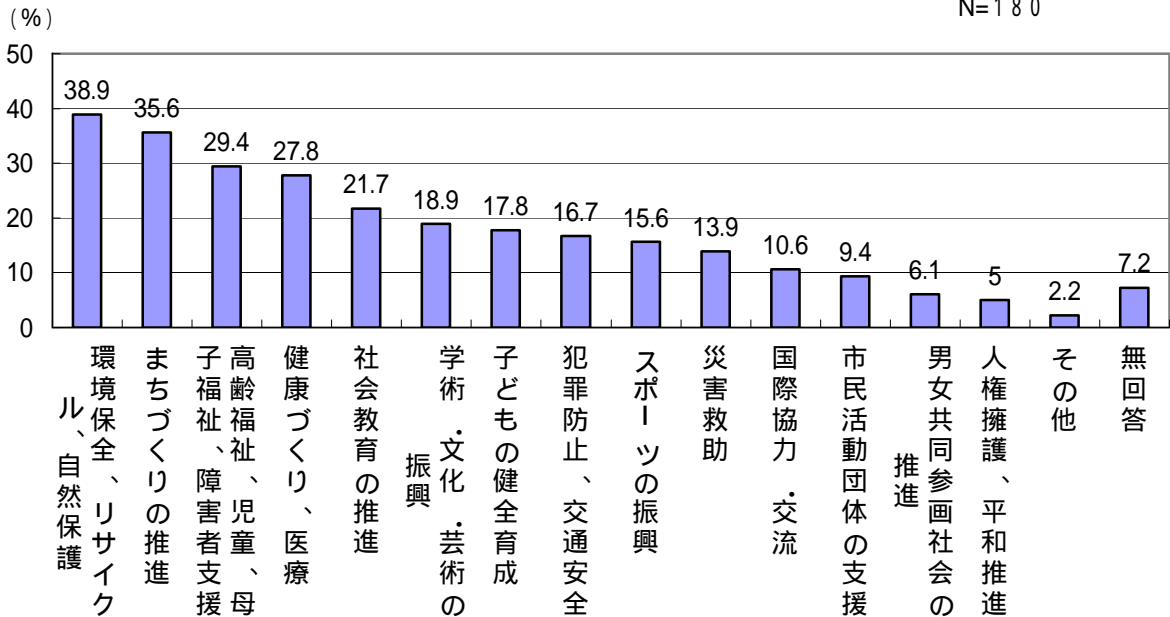


活動の分野

「環境保全、リサイクル、自然保護」(38.9%)が1番多く、2番目が「まちづくりの推進」(35.6%)、3番目が「高齢福祉、児童・母子福祉、障害者支援」(29.4%)、次いで「健康づくり、医療」(27.8%)、「社会教育の推進」(21.7%)、「学術・文化・芸術の振興」(18.9%)、「子どもの健全育成」(17.8%)、「犯罪防止、交通安全」(16.7%)、「スポーツの振興」(15.6%)と続いた。

Q2 - : 今後活動したい分野

N=180

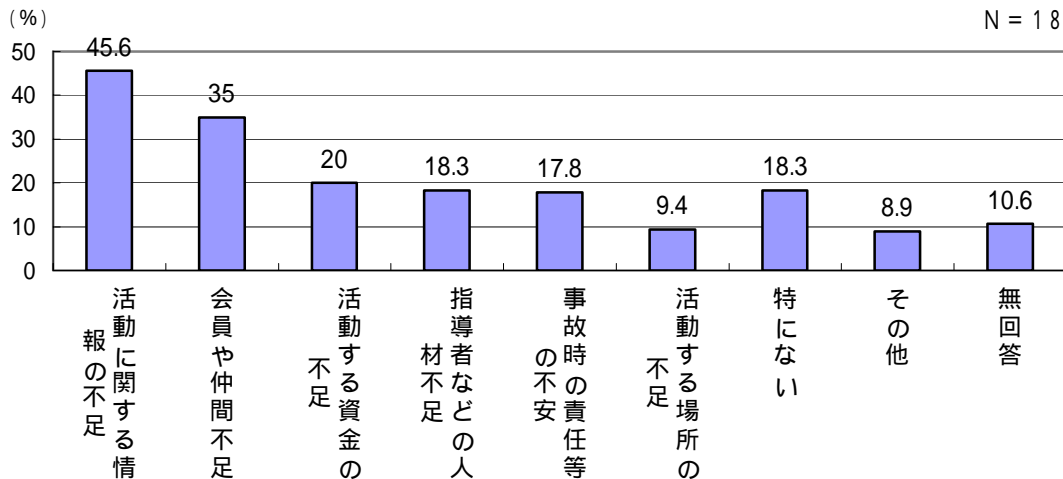


Q3 : 活動を行う上での問題点は何かありますか。(複数回答可)

「活動に関する情報が不足している」、「一緒に活動する会員や仲間が集まりにくい」がそれぞれ45.6%、35%と上位を占めた。

Q3:活動を行う上での問題点

N = 180



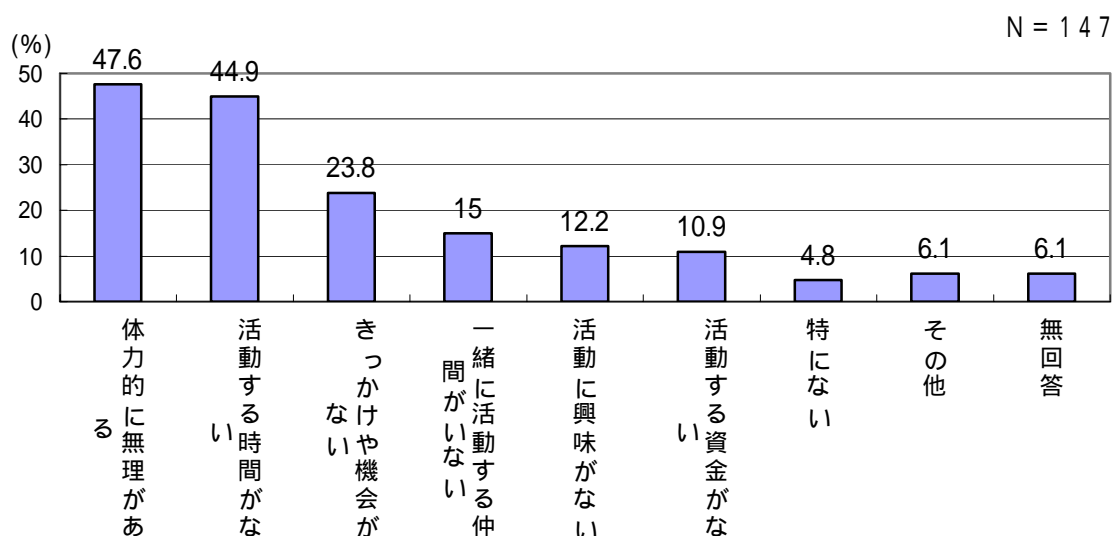
(4) 活動をするつもりがない理由

【Q1で「活動するつもりはない」と回答した方への問】

Q4：その理由は何ですか。(複数回答可)

「活動するつもりがない」と回答した人の理由としては、「体力的に無理がある」(47.6%)が1番多く、「活動する時間がない」(44.9%)、「きっかけや機会がない」(23.8%)と続いた。

Q4：活動をするつもりがない理由

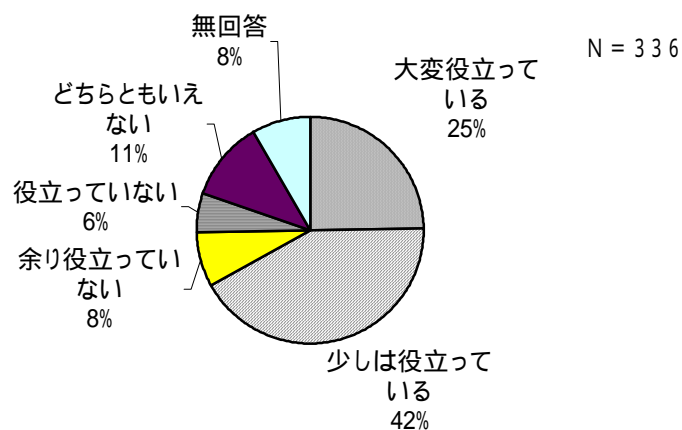


(5) 市民活動の地域活性化への寄与

Q5：あなたは市民活動が地域の活性化に寄与していると思いますか。

「少しは役立っている」(42%)、「大変役立っている」(25%)で、役立っていると考えている人が67%と大勢を占めたものの、「役立っていない」と思う人も6%いた。

Q5：市民活動の地域活性化への寄与度



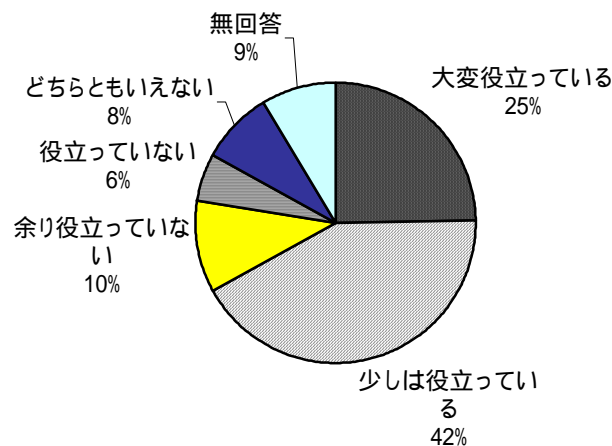
(6) 市民活動の社会問題の解決への寄与

Q6:あなたは市民活動が環境保全や交通安全などの社会問題の解決に寄与していると思いますか。

「少しは役立っている」(42%)、「大変役立っている」(25%)で、役立っていると考えている人が67%で大勢を占めたものの、「役立っていない」と思う人も6%いた。

Q6:市民活動の社会問題解決への寄与度

N=336



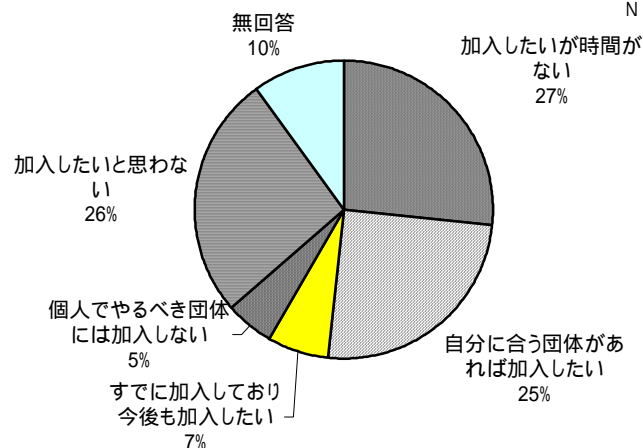
(7) 市民活動を行っている団体への加入

Q7:あなたは市民活動を行うことを主目的としている団体への加入について、どう思われますか。

「加入したいが時間がない」(27%)が1番多く、2番目が「加入したいと思わない」(26%)で、3番目が「自分に合う団体があればぜひ加入したい」(25%)であった。

Q7:市民活動団体への加入の意思

N=336



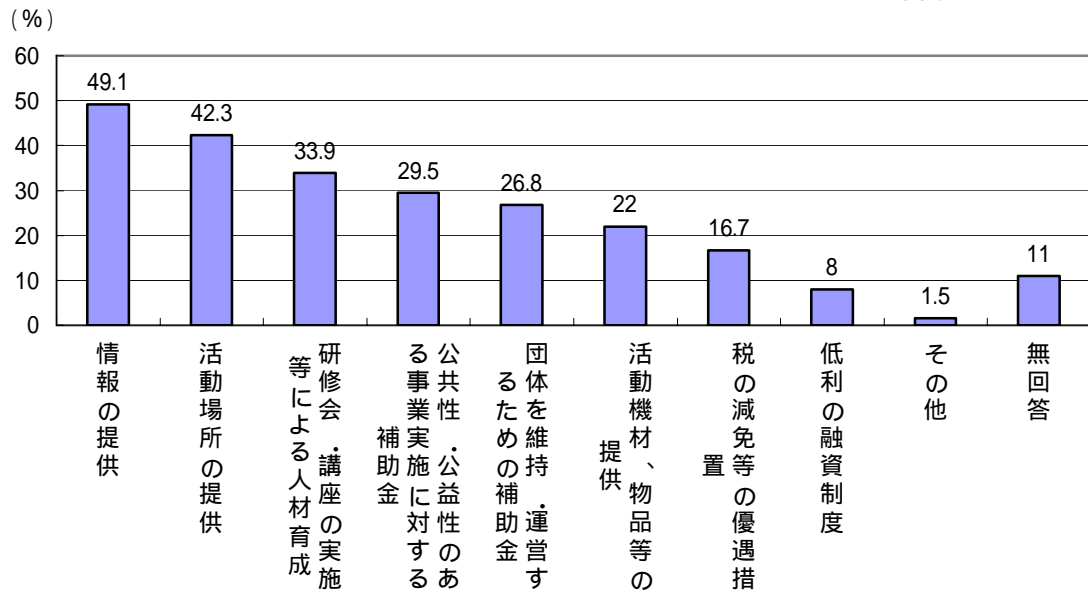
(8) 市民活動団体に対する行政からの支援

Q 8 : 市民活動団体に対する行政からの支援には様々なものが考えられますが、あなたは、どのような支援が必要だとお考えですか。(複数回答可)

「情報の提供」(49.1%)が1番多く、2番目が「活動場所の提供」(42.3%)、3番目が「研修会、講座の実施等による人材育成」(33.9%)と続いた。次に、「公共性・公益性のある事業実施に対する補助金」(29.5%)、「団体を維持・運営するための補助金」(26.8%)、「活動機材、物品等の提供」(22%)、「税の減免等の優遇措置」(16.7%)、「低利の融資制度」(8%)、「その他」(1.5%)、「無回答」(11%)と続いた。

Q 8 : 必要な行政からの支援

N=336

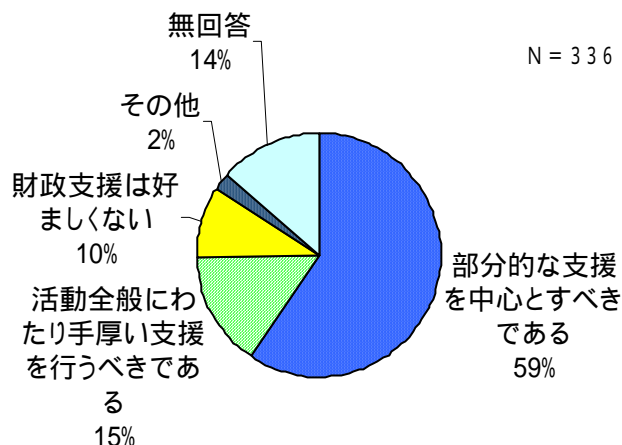


Q 9 : 市民活動団体に対する行政からの補助金などの財政支援について、どう思われますか。

「公益性の高い事業等について一部補助を行うなど、市民活動団体の自主性・主体性を尊重した部分的な支援を中心とすべきである」(59%)が1番多かった。

Q 9 : 財政支援について

N = 336



(10) 自由意見

Q10：市民活動の推進について、ご意見・ご提言を自由にお書きください。

「市民活動に関する情報の積極的な提供」に関しては入手したい情報が多岐にわたっており、例えばどういう活動団体があるか、その活動内容はどのようなものか、また補助金がどのような使われ方をしているかなどの情報の提供をしてほしいとの意見が一番多かった。

「身近な所からボランティアをしよう。」に関しては、身近な所から始めている人や始めたいと思っている人、校区内の花壇の手入れをしている人など、自主性・主体性の意識をもって活動に取り組むことが大切だという意見があった。

「行政のバックアップ・資金面でのサポート」についてはしっかり出して上げて欲しいという意見の一方で、交通費に留めるべきだと言う意見や、一切もらうべきではないと言う意見もあった。

<主な自由意見>

- ・市民活動に関する情報の積極的な提供 (20件)
- ・身近な所からボランティアをしよう (14件)
- ・行政のバックアップ・資金面でのサポート (9件)
- ・子供・若年層の参加促進 (6件)
- ・研修会の実施・指導者育成 (3件)
- ・行政の積極的な市民活動参加 (2件)
- ・誰でも参加しやすい環境・組織・活動作り (2件)
- ・活動団体は内部の上下関係があり、一部会員で活動している (2件)
- ・押しつけの市民活動や、活動の義務化には反対 (2件)
- ・ボランティア休暇等、制度の実施に当たっての行政指導の必要性 (1件)
- ・市民活動をする人に対して、税の減免等の優遇措置 (1件)

宇部市市民生活部市民活動課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町1丁目7番1号

TEL:(0836)34-8233

FAX:(0836)21-1106

Eメールアドレス: comu@city.ube.yamaguchi.jp

平成16年(2004年)9月発行